

大山町地域福祉計画・  
大山町地域福祉活動計画  
(第4次計画)

令和5年度～令和9年度

「元気で明るく住みよい福祉の町づくり」



令和5年3月

大 山 町

大山町社会福祉協議会

# 大山町地域福祉計画・地域福祉活動計画 目次

第1部 地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本的考え方	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 社会福祉法による位置づけ	1
3. 計画の位置づけと範囲	3
4. 計画期間	4
第2部 大山町の現状と課題	5
1. 世帯・高齢者・障がい者等の状況	5
(1) 人口の推移と将来推計	5
(2) 世帯の推移	6
(3) 高齢者	6
(4) 障がい者	7
(5) 母子	8
2. 大山町での福祉サービスの提供や利用の状況	9
(1) 高齢者保健福祉サービス	9
(2) 障害福祉サービス	12
(3) 次世代育成	16
(4) 総合支援	19
3. 社会資源の現状	20
(1) 社会資源（保健・医療・福祉等のサービス資源）	20
4. 地域福祉の課題	23
(1) 地域での福祉ニーズの把握と社会資源の活用	23
(2) 福祉サービスの情報提供と相談体制	23
(3) 集落等、生活の場におけるネットワーク（関係性）の構築	23
(4) 福祉サービスの利用援助（権利擁護）	23
(5) 安心して地域で暮らしていくためのボランティア活動等の福祉のまちづくりの推進	24
第3部 地域福祉推進の方策	25
1. 地域福祉の理念	25
(1) 既存の計画の理念	25
(2) 地域福祉計画の理念	25
2. 施策の体系	26
(1) 住民意識の高揚へ向けた啓発活動の推進	28
(2) 住民参加・参画による地域福祉活動の推進	29
(3) 生活に不安を抱える住民への支援活動の推進	32
(4) 地域福祉のネットワーク化と連携・協働の推進	34

(5) 町と社会福祉協議会との連携強化	35
第4部 大山町地域福祉活動計画	37
1. 基本理念	37
2. 基本目標	37
3. 目標を達成するための取り組み	37
① 調査活動の充実	37
② 情報発信・広報活動の充実	37
③ 福祉教育の推進	38
④ 小地域福祉ネットワーク活動の推進	38
⑤ ボランティア活動の振興	38
⑥ 高齢者・障がい者等への支援活動	39
⑦ 生活上の困りごとや不安を抱える方への支援活動	40
⑧ 総合相談体制と福祉サービス利用支援体制の整備	40
⑨ 福祉団体の活動支援と連携	41
⑩ 社会福祉協議会の財政基盤強化	41
第5部 地域福祉推進体制の整備	42
1. 大山町の推進体制	42
2. 地域福祉活動計画との連携による地域福祉の推進	42
資料編	43
1. 用語解説	43
2. 令和4年度大山町地域福祉アンケート集計結果	45

「障害」の表記について

この計画では、「障害」と「障がい」の用語を分けて使っています。

「障がい」・・・単語あるいは熟語として用いられ、前後の文脈から人や人の状態を表す場合

「障害」・・・「障がい」と表記することにより、その用語の持つ意味が失われたり誤解される恐れがある場合（例：法令等の名称、他の機関・大会等の固有名詞、医学用語等の専門用語として用いる場合、著作物を引用する場合）

## 第1部 地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本的考え方

### 1. 計画策定の背景と趣旨

現代は、少子化・高齢化の急激な進行や女性の社会進出、家族構成・個人の扶養意識の変化など、地域社会を取り巻く環境がより大きく変化しつつあります。

このような状況のもと、社会福祉への期待や関心が高まっており、誰もが身近な地域で、安心して暮らせるような地域福祉体制の充実が求められています。

これを実現させるためには、地域の人々がともに支え合い、助け合いの心をもった思いやりのある地域福祉の基盤整備や施策の確立に向かって、住民・関係機関・行政が、お互いの役割を確かめあいながら、連携して取り組んでいく必要があります。

このため、総合計画の基本構想における町の将来像の一つである「地域でつながり支えあう健康と福祉のまちづくり」の実現をめざし、福祉の基本計画として平成20年度～平成24年度に「大山町第1次地域福祉計画」並びに「大山町第1次地域福祉活動計画」を策定しました。その後計画期間を経過するごとに、両計画の推進状況を検証し、また社会情勢を反映させながら、これまで第2次（平成25年度から平成29年度）、第3次（平成30年度から令和4年度）の「大山町地域福祉計画・大山町地域福祉活動計画」を策定してきました。

本計画（第4次計画）は、第3次計画までの諸計画を踏まえ、さらに社会福祉法の改正に合わせて、福祉施策全体の調整、地域社会への住民参画の促進、大山町の社会福祉の総合化を加速化させるものです。

### 2. 社会福祉法による位置づけ

（資料）

#### 社会福祉法 第1条（目的）

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という）の推進を図るとともに、社会福祉の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉事業の増進に資することを目的とする。

#### 社会福祉法 第4条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

社会福祉法 第5条（福祉サービスの提供の原則）

社会福祉を目的とする事業を営む者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

社会福祉法 第6条（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営む者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

社会福祉法 第106条の2（地域子育て支援拠点事業等を営む者の責務）

社会福祉を目的とする事業を営む者のうち、次に掲げる事業を行うもの（市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。）は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

- ① 児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第10条の2に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業
- ② 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第1項に規定する母子健康包括支援センターを営む事業
- ③ 介護保険法第115条の45第2項第1号に掲げる事業
- ④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号に掲げる事業
- ⑤ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に掲げる事業

社会福祉法 第106条の3（包括的な支援体制の整備）

市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- ① 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- ② 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

- ③ 生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業
- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

社会福祉法 第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - ⑤ 前条第1号各号に掲げる事業を実施する場合には、同条各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

### 3. 計画の位置づけと範囲

大山町地域福祉計画・大山町地域福祉活動計画は、地域住民、行政、社会福祉協議会、ボランティア事業者等が相互に協力し合い、連携して「元気で明るく住みよい福祉の町づくり」をめざして、福祉のまちづくりを推進していくために定めるものです。

大山町地域福祉計画は、大山町の長期基本計画である「大山町未来づくり10年プラン（平成28年度～令和7年度）」を上位計画とし、すでに策定済の「大山町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（令和3年度～5年度）」「大山町障がい者プラン（第2期大山町障害者計画（平成27年度～令和5年度）・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画）（令和3年度～5年度）」と既に策定済の「第2期大山町子ども・子育て支援事業計画：令和2年度～6年度）」に共通する理念・目標を内包し、社会福祉法第107条に掲げられている事項を一体的に定めた計画として位置づけます。

また社会福祉協議会が策定する、積極的な住民活動を中心とした「地域福祉活動計画」と相互に連携・協働していきます。

この計画でいう地域とは、大山町全域を言います。

#### 4. 計画期間

この計画は、令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とし、3年ごとに見直すもの  
とします。（令和7年度に中間見直しを実施予定）

年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9			
大山町地域福祉計画・大山町地域福祉活動計画	(第1次計画)			(第2次計画)						(第3次計画)				(第4次計画)							
大山町未来づくり10年プラン(大山町総合計画)	(第1次計画)						(第2次計画)												(第3次計画)		
大山町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画	(第4期計画)	(第5期計画)		(第6期計画)			(第7期計画)			(第8期計画)			(第9期計画)								
大山町障がい者プラン(大山町障害者計画)	(第1期計画)					(第2期計画)										(第3期計画)					
・障害福祉計画	(第2期計画)	(第3期計画)		(第4期計画)			(第5期計画)			(第6期計画)			(第7期計画)								
・障害児福祉計画									(第1次計画)			(第2期計画)			(第3期計画)						
大山町次世代育成支援行動計画	(後期計画)																				
大山町子ども・子育て支援事業計画						※計画再編			(第1期計画)						(第2期計画)			(第3期計画)			

※実線部分は、令和4年度において計画期間中のもの及び令和4年度以降の次期計画期間を示す。



## 第2部 大山町の現状と課題

### 1. 世帯・高齢者・障がい者等の状況

#### (1) 人口の推移と将来推計

令和2年の総人口（国勢調査確定値）は15,370人で、平成27年より1,095人減少しています。

年齢階層別にみると、14歳以下の年少人口は、平成17年では2,215人、令和2年では、1,684人となっています。また、15歳から64歳までの生産年齢人口も平成17年の10,776人から、令和2年では7,491人と減少しており、年少人口、生産年齢人口ともに今後も減少を続けていくことが予想されています。

一方高齢者人口は平成12年の5,627人、平成27年の6,203人、令和4年の6,268人（住民課数値）と増えています。令和7年の推計値は5,834人と減少が見込まれており、増加は頭打ちとなりますが、年少人口・生産年齢人口の大幅な減少により、高齢化率は引き続き増加が予想されます。

#### 人口の推移及び将来推計

(人)

年 齢	H12年	H17年	H22年	H27年	R2年	R4年	R7年
総人口	19,561	18,897	17,494	16,465	15,370	15,474	13,767
割合 (%)	100	100	100	100	100	100	100
0～14歳 (年少人口)	2,544	2,215	1,985	1,822	1,684	1,639	1,248
割合 (%)	13.0	11.7	11.4	11.1	11.0	10.6	9.1
15～64歳 (生産年齢人口)	11,390	10,776	9,682	8,440	7,491	7,567	6,685
割合 (%)	58.2	57.0	55.3	51.3	48.7	48.9	48.6
65歳以上 (高齢者人口)	5,627	5,906	5,827	6,203	6,195	6,268	5,834
割合 (%)	28.8	31.3	33.3	37.7	40.3	40.5	42.4



※出典：平成12・17・22・27・令和2年-国勢調査確定値、令和2年-住民課数値、令和7年-町推計値



## (2) 世帯の推移

世帯数は令和4年は5,652世帯で、令和2年と比較すると91世帯減少したものの、平成12年と比較すると186世帯増加しています。一世帯あたりの人員は平成27年に3.0人となり、平成28年以降は3.0人を下回っている状況で、世帯の細分化、小規模化が進んでいます。

### 世帯数の推移

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和4年
世帯数(世帯)	5,466	5,515	5,338	5,732	5,743	5,652
世帯当たり人員(人)	3.6	3.4	3.3	3.0	2.8	2.7

※出典：各年4月1日現在の住民基本台帳上の世帯数

## (3) 高齢者

大山町の高齢者人口は平成17年に5,906人、高齢化率31.3%でしたが、平成27年には6,203人、高齢化率37.7%と、総人口は減っていますが高齢化率は年々増加し、令和2年には40%を超え、令和4年には40.5%となりました。今後令和7年には42.4%になるとの推計が出ています。

また高齢者世帯構成では、ひとり暮らし高齢者が平成22年に794世帯であったものが令和4年には1,100世帯と306世帯増加し、高齢者世帯は平成22年に594世帯であったものが、令和4年には868世帯と274世帯の増加がありました。今後も要支援高齢者が増加していくと予想されます。

### 高齢者世帯構成

		平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和4年
大山町	独居高齢者世帯	454	794	917	1,080	1,100
	高齢者世帯	373	594	669	837	868
全国	独居高齢者世帯	4,069千	5,018千	6,243千	—	—
	高齢者世帯	5,420千	6,190千	7,469千	—	—

※出典：高齢社会白書(内閣府)及び人数別世帯数調(住民課)4月1日現在

介護保険認定者(65歳以上)は平成22年からの10年間で1.6ポイント増加しましたが、高齢者数の増加が頭打ちの状態を示しているため、今後は概ね20%弱程度で落ち着くものと推測されます。

### 要介護(要支援)認定者数(第1号被保険者)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	認定合計	認定率	第1号被保険者 (65歳以上)
平成22年	61	162	155	196	169	171	130	1,044	18.0%	5,799
平成23年	77	144	170	187	173	170	165	1,086	18.7%	5,804
平成24年	67	160	201	209	169	170	151	1,127	19.1%	5,900
平成25年	99	150	196	210	184	176	157	1,172	19.5%	6,008
平成26年	101	137	228	239	188	186	130	1,209	19.8%	6,087
平成27年	127	132	236	222	173	174	129	1,193	19.4%	6,138
平成28年	96	141	243	212	165	197	133	1,187	19.0%	6,217
平成29年	72	134	266	225	163	187	145	1,192	18.9%	6,285
平成30年	93	155	235	220	173	190	126	1,192	18.8%	6,309
令和元年	123	148	251	231	160	183	123	1,219	19.4%	6,280
令和2年	135	154	258	207	175	181	112	1,222	19.6%	6,227
令和3年	156	160	255	208	158	184	117	1,238	19.8%	6,242
令和4年	139	164	256	210	158	161	113	1,201	19.4%	6,178

※各年10月現在の認定者数

#### (4) 障がい者

##### ア. 身体障がい者

平成18年以降の大山町における身体障がい者数は、平成19年の1,099人（総人口に占める割合5.8%）を最高に、これ以降押しなべて減少を続け、令和4年は798人（同5.2%）と301人減少しました。一方、総人口に占める割合は、平成25年から10年間の平均は凡そ5.2%で推移しています。

##### 身体障害者手帳所持者

(人)

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
1,059	1,099	925	950	969	901	920	923	907	922	835	832	841	882	856	755	798
5.5%	5.8%	4.9%	5.1%	5.5%	5.0%	5.1%	5.2%	5.2%	5.6%	4.9%	5.0%	5.1%	5.4%	5.3%	4.8%	5.2%

##### イ. 知的障がい者

平成18年以降の大山町における知的障がい者数は、平成22年の176人（総人口に占める割合1.0%）を最高に、令和4年までの直近10年間は、平均155人（同0.9%）で推移しています。令和4年は療育手帳所持者数は平均の155人でしたが、総人口に占める割合は平均より0.1%高い、1.0%でした。

##### 療育手帳所持者

(人)

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
126	126	141	132	176	133	166	158	170	146	138	136	150	153	155	189	155
0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	1.0%	0.7%	0.9%	0.9%	1.0%	0.9%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	1.0%	1.2%	1.0%

##### ウ. 精神障がい者

平成18年以降の大山町における精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成30年の162人（総人口に占める割合1.0%）が最高値でしたが、平成25年からの10年間の平均は凡そ148人（同0.9%）で推移しています。令和4年は手帳所持者数は平均を14人下回りましたが、総人口に占める割合は平均水準でした。

##### 精神障害者保健福祉手帳所持者

(人)

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
115	115	120	132	145	123	147	157	150	128	140	153	162	152	159	140	134
0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.8%	0.7%	0.8%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.9%	1.0%	0.9%	1.0%	0.9%	0.9%

##### エ. 自立支援医療（精神通院医療）支給認定者

平成18年以降の大山町における自立支援医療（精神通院医療）支給認定者は、平成28年に301人と300人を超えて以降、令和4年までの間、概ね増加基調で推移しており、令和4年は認定者数335人、総人口に占める割合2.2%とともに、最高値となりました。

##### 自立支援医療（精神通院医療）支給認定者数

(人)

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
239	240	248	257	265	270	276	266	288	299	301	300	303	302	312	304	335
1.2%	1.3%	1.3%	1.4%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.7%	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%	1.9%	1.9%	1.9%	2.2%

## (5) 母子

### ア. 合計特殊出生率

平成18年以降の大山町における合計特殊出生率（一人の女性が一生に産む子どもの数）は、平成27年に1.98人と最高値を、また令和元年にはこれに次ぐ1.81人を記録するなど、平成27年からの5年間は平均1.71と比較的高い水準で推移していました。しかし、令和2年には1.22と大きく減少しました。近年は県や全国でも、緩やかな増加基調から減少傾向に転じており、大山町も年次的な変動が大きいものの傾向としては同様にあるものと思われます。また年少人口は微減の状態、今後の推計値としても減少傾向が続いています。

合計特殊出生率 (人)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
大山町	1.37	1.28	1.35	1.21	1.34	1.28	1.29	1.52	1.35	1.98	1.50	1.63	1.65	1.81	1.22	—
鳥取県	1.52	1.47	1.43	1.46	1.54	1.58	1.57	1.62	1.60	1.65	1.60	1.66	1.61	1.63	1.52	1.51
全国	1.32	1.34	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36	1.33	1.30

### イ. 保育所入所児童・放課後児童クラブ

広域入所を含む町内の保育所入所児童は、平成20年の507人から平成25年の435人に至るまで減少傾向にありましたが、平成26年以降は令和2年まで増加傾向を示し、令和2年には519人の入所児童がありました。しかし令和3年から再び減少傾向に転じています。

放課後児童クラブ利用者数は、これまで年によるバラツキはあるものの、共働き夫婦の増加、子どもの減少に伴う「近所での遊び合い」ができなくなってきたことなどを背景に、利用者は増加傾向にあります。

町内保育所入所児童数（4月1日現在） (人)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	合計
平成20年	3	53	63	121	121	145	1	507
平成21年	7	39	78	101	137	126	1	489
平成22年	4	52	67	113	111	136	0	483
平成23年	7	39	74	96	129	115	0	460
平成24年	12	51	67	105	100	130	0	465
平成25年	7	44	73	98	108	105	0	435
平成26年	12	55	70	101	106	110	0	454
平成27年	11	56	71	102	107	105	0	452
平成28年	12	56	78	87	108	112	0	453
平成29年	9	89	71	107	89	116	0	481
平成30年	9	70	109	89	113	94	0	484
平成31年	8	63	95	130	103	120	0	519
令和2年	13	63	87	116	135	105	0	519
令和3年	11	60	74	108	120	140	0	513
令和4年	9	54	79	90	110	119	0	461

放課後児童クラブ利用者数の推移 (人)

H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
92	91	99	122	136	130	180	151	193	177	227	234	230	227	233	270

## 2. 大山町での福祉サービスの提供や利用の状況

### (1) 高齢者保健福祉サービス

大山町における高齢化率は平成22年に33.3%となり、町民3人に1人が65歳以上の高齢者となって以降、令和2年に40%（40.3%）を超え、令和4年には40.5%と、増加傾向が継続しています。このような状況の中、高齢者に対する保健福祉サービスの提供にあたっては、地域の人々がお互いに協力しあいながら、高齢者がいつまでも健康で生きがいをもって過ごすことができる、心の通い合う高齢社会をめざして、具体的な事業を掲げ積極的に取り組んでいます。

#### 高齢者保健福祉サービスの現状

サービス	内 容	取り組み状況 (令和3年度実績)
老人クラブ育成事業	老人クラブ会員の教養の向上、健康増進レクリエーション等により老後の生活を健全で豊かなものにし、福祉増進を図る。	活動実施クラブ数 41団体 (うち補助金団体 29団体)
健康教育・健康相談	生活習慣病、心の相談・健康、認知症などについて実施する。	開催回数 12回 相談者数 353人
健康診査等	集団、個別、人間ドックなど組み合わせて実施する。	基本健診(20～39歳未満) 受診者数 121人 特定健診(40歳～74歳) 受診者数 1,108人 後期高齢者健診(75歳以上) 受診者数 507人 胃がん検診(集団のみ) 受診者数 944人 大腸がん検診(集団のみ) 受診者数 1,332人 肺がん検診(集団のみ) 受診者数 1,309人 子宮がん検診 受診者数 942人 乳がん検診 受診者数 582人 人間ドック 受診者数 152人
定期予防接種	高齢者福祉の観点から、定期的予防接種を行う。	接種者数 高齢者インフルエンザ 4,289人 高齢者肺炎球菌ワクチン 206人

サービス	内 容	取り組み状況 (令和3年度実績)	
元気アップ教室	事業対象者に通所型の介護予防教室を実施。運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上、閉じこもり・認知症・うつ予防を目的に実施する。	実施対象事業所 参加延べ人数	6か所 3,361人
水中ウォーキング教室	生活習慣病予防のため、インストラクターの指導のもとプールの中を歩行して運動不足解消を図る。	実施回数 参加延べ人数	50回 434人
水中運動教室	温泉水のプールの中で、専門スタッフによりストレッチや体操等を行う。	実施回数 参加延べ人数	85回 877人
3B体操	ベル・ベルター・ボールという専門の用具を使い、音楽に合わせてストレッチや体操を実施する。	実施回数 参加延べ人数	42回 507人
生きがい活動支援事業	集会所で運動やレクリエーションなどを実施する。(ふれあい・いきいきサロン)	実施回数 参加延べ人数	42回 309人
生きがい拠点整備事業	高齢者等が利用しやすいよう集落の施設を整備するための費用を補助する。	実施部落	5集落
高齢者短期入所措置	在宅介護が困難な場合等に、老人福祉施設に短期入所させる。	実施回数 利用人数	1回 1人
居宅介護サービス	居宅介護サービスの利用状況 (地域密着型サービスは含まない)	利用人数 (年度内延べ利用人数)	7,421人
食の自立支援事業 (配食サービス)	栄養バランスのとれた弁当を提供するとともに安否確認を行う。(週5回まで、夕食のみの提供)	利用人数 利用延べ食数	17人 1,965食
タクシー助成事業	「福祉タクシー事業」の補助率などの内容を変更し、平成24年度に「タクシー助成事業」として開始。千円を超える料金に対して半額を助成する。 平成30年度からは、料金全体の半額に拡充(料金が千円以下の場合是一律500円助成)	利用登録人数 利用延べ回数	311人 2,470回
外出支援サービス事業	要介護状態の人に対して、自宅と医療機関等との間を送迎する。	利用登録人数 利用延べ回数	57人 1,241回

サービス	内 容	取り組み状況 (令和3年度実績)
緊急通報体制整備事業	急病や災害等の緊急時に、迅速かつ適切な対応を図るため、緊急通報装置を貸与する。(令和元年度からは初期設置費の助成のみを行う。)	交付決定数 0人
地域包括支援センター	介護予防支援業務、総合相談、権利擁護、及び包括的・継続的ケアマネジメントを実施する。	総合相談 延べ件数 1,041件 権利擁護相談 延べ件数 46件 介護予防プラン作成、予防評価 延べ件数 312件
家族介護者交流事業	介護者を一時的に介護から解放してリフレッシュ等を図るため、日帰り旅行など介護者相互の交流会を実施する。	実施回数 1回 利用延べ人数 7人
家族介護教室	介護方法、介護者の健康づくり等に関する知識、技術を習得する。	実施回数 0回 利用人数 0人
家族介護用品の支給	要介護3以上で住民税非課税世帯に属する高齢者を在宅で介護している家族に介護用品を支給する。	利用者数 10人
認知症サポーター講座	認知症を正しく理解し、認知症の人や家族の応援者を養成するための講座を実施する。	実施回数 6回 利用者数 97人

## (2) 障害福祉サービス

大山町の障がい者の状況は、令和4年では、身体障がい者 798 人、知的障がい者 155 人、精神障がい者 134 人となっています。

障がい福祉施策については、平成 18 年度から『障害者自立支援法』が施行され、それまで身体、知的、精神と障がい別に提供されていた福祉サービスが共通化され、サービスの提供主体も市町村に一元化されました。

また、福祉サービスの利用者負担の見直しによる原則 1 割の自己負担が定められるなど大きな変化があり、制度の定着に向けて各種の対策が図られてきたところです。

本町においても、この法律に基づき、「大山町障がい者プラン（大山町障害者計画・第6期大山町障害福祉計画）」に具体的サービスの目標量を定め、福祉の充実を図ってきました。

なお、平成25年度から施行された『障害者総合支援法』により、障がい者の範囲の拡大等が行われました。また、平成28年4月からは「障害者差別解消法」が施行され、障がい者を理由とする不当な差別的取扱いの禁止、障がいのある人からの何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になり過ぎない範囲で日常生活や社会生活を送るうえでのバリア（障壁）を取り除くため、合理的な配慮（行政機関等は法定義務）を行わなければなりません。

さらに、平成30年4月1日に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」では、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する一層の支援や高齢障がい者に対する介護保険サービスの円滑な利用促進のための見直しや、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細やかに対応するための支援拡充を図り、障がいサービスの質の確保・向上を図るための環境整備を行うことが定められました。

具体的には、以下の制度等の創設などが図られています。町としても、引き続き必要な対応を行い、適切な制度の運用に努めます。

- 自立生活援助の創設
- 就労定着支援の創設
- 居宅訪問型児童発達支援の創設
- 高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用
- 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築〔障害児福祉計画の策定〕
- 医療的ケアを要する障がい児に対する支援



障害福祉サービス等の現状

サービス	内 容	取り組み状況
居宅介護	ホームヘルパーが障がいのある人の居宅を訪問し、入浴等の介護を行う。	
重度訪問介護	重度の肢体不自由のある人で常に介護を必要とする人に、居宅で入浴の介護のほか、外出時における移動支援等を行う。	令和3年度利用者数 居宅介護 23人 重度訪問介護 0人 同行援護 1人 行動援護 1人 重度障害等包括支援 0人 合計 25人
同行援護	視覚障がいのある人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行う。	
行動支援	危険を回避するために必要な支援や移動支援を行う。	令和2年度利用者数 合計 32人
重度障害者等包括支援	介護の必要性が特に高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。	
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間入浴や排せつの介護等を行うと共に、創作的活動又は生産活動の場を提供する。	令和3年度利用者数 52人 令和2年度利用者数 58人
自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるように、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために理学療法士がリハビリテーションや日常生活上の相談支援を行う。	令和3年度利用者数 0人 令和2年度利用者数 0人
自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるように、一定期間、食事や家事などの日常生活能力を向上するための支援や日常生活上の相談支援を行う。	令和3年度利用者数 2人 令和2年度利用者数 3人 ※通所型と宿泊型があるが、実績はいずれも宿泊型
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。	令和3年度利用者数 2人 令和2年度利用者数 4人
就労継続支援 (A型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。	令和3年度利用者数 9人 令和2年度利用者数 12人
就労継続支援 (B型)		令和3年度利用者数 100人 令和2年度利用者数 100人
放課後等デイサービス	授業の終了後、又は休校日に、児童発達支援センター等に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進等の支援を行う。	令和3年度利用者数 21人 令和2年度利用者数 20人

サービス	内 容	取り組み状況
児童発達支援	障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う。	令和3年度利用者数 6人 令和2年度利用者数 5人
医療型児童発達支援	障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う。	令和3年度利用者数 1人 令和2年度利用者数 2人
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が、病気の場合等に、施設が代わって介護を行う。	令和3年度利用者数 5人 令和2年度利用者数 5人
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で入浴や排せつの介護、また相談や日常生活上の援助を行う。	令和3年度利用者数（人／月） 36人 令和2年度利用者数（人／月） 34人
施設入所支援	入所している人に、夜間や休日、入浴・排せつの介護等を行う。	令和3年度利用者数 34人 令和2年度利用者数 36人
障害者相談支援事業	障がい者やその保護者等からの相談に応じ、福祉サービスを利用するために必要な情報等を提供したり援助等を行う。	令和3年度事業所数 4箇所 平成30年度事業所数 3箇所
計画相談支援・障害児相談支援	障害福祉サービス等を申請した障がい者（児）について、サービス等利用計画の作成、見直し（モニタリング）を行う。	令和3年度事業所数（障がい者） 2箇所 （障がい児） 2箇所 令和2年度事業所数（障がい者） 2箇所 （障がい児） 2箇所
聴覚障がい者意思疎通支援事業	聴覚、言語機能障がいのため、意思疎通が困難な障がい者に、手話通訳者、要約筆記者を派遣することにより、意思疎通の円滑化を図る。	令和3年度利用者数（人／月） 8人 令和2年度利用者数（人／月） 5人
日常生活用具給付等事業	重度の障がい者に、ストマ装具等の日常生活用具を給付や貸与することにより、日常生活の便宜を図る。	令和3年度給付件数 322件 令和2年度給付件数 309件
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者に、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活と社会参加を促進する。	令和3年度利用者数 15人 令和2年度利用者数 16人

サービス	内 容	取り組み状況
地域活動支援センター	障がいのある人に、創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流等を行う。	令和3年度センター数 2箇所 令和2年度センター数 2箇所
日中一時支援事業	日中、施設等で障がい者に一時的な見守り等の介護サービスを提供することにより、障がい者の家族等、日常的に介護を行っている人の就労支援や一時的な休息を確保する。	令和3年度利用者数 5人 令和2年度利用者数 7人

※ 障害福祉サービスの利用者数については、障害者総合支援法に基づくサービス利用者数を記載。

### (3) 次世代育成

大山町における0～14歳の年少人口は、平成17年に2,215人であったものが、平成27年には1,822人、令和4年には1,639人へと、依然減少傾向が続いています。

児童の健全育成に関する福祉施策の実施にあたっては、子育てについての第一義的責任は父母その他の保護者にあると基本認識の下に、家庭や地域など、子どもたちを取り巻くすべての場で、子育てについての理解が深められ、子育ての喜びが実感できるようなまちづくりをめざし、第2期大山町子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～6年度）により、具体的な取り組みや方向性を明記して児童福祉の充実を図っています。

#### 次世代育成関係事業の現状

サービス	内 容	取り組み状況（令和3年度実績）
離乳食講習会	離乳食期の子どもを持つ保護者を対象に管理栄養士、保健師による離乳食講習会を行う。	実施回数 5回 参加者数（親） 38人
赤ちゃん訪問	保健師、管理栄養士が自宅を訪問する。 ※第二種社会福祉事業（乳児家庭全戸訪問事業）と同時実施	訪問数 乳幼児（延べ） 147人
妊産婦訪問	保健師、管理栄養士が自宅を訪問する。 ※第二種社会福祉事業（乳児家庭全戸訪問事業）と同時実施	訪問数 妊産婦（延べ） 147人
乳幼児の健康診査	3か月健診から5歳児健診を通し、家族が子どもの成長を確認し、育児相談や仲間づくりが出来る場をつくる。	受診者数 乳幼児（延べ） 278人 1歳6か月健診 92人 3歳児健診 107人 5歳児健診 127人
歯科健診・フッ素塗布	1歳から就学前の子どもが対象です。子どものむし歯予防をきっかけに、家族の歯の健康づくりを行う。	受診者数 235人
児童手当	中学校3年生修了時までの児童を養育している方に支給する。（所得制限あり）	受給対象者（児童）実数（R3年1月末） 1,484人
任意予防接種	感染症から市民を守るために、任意の予防接種に対して助成を行う。	接種者数 季節性インフルエンザ 847人 風疹 15人 おたふくかぜ 63人 ロタウイルス 1人

サービス	内 容	取り組み状況（令和3年度実績）																								
定期予防接種	<p>感染症から市民を守るために予防接種を行う。</p> <p>BCG、四種混合、不活化ポリオ、二種混合、麻疹、風疹、日本脳炎、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸がん予防ワクチン、水痘ワクチン、B型肝炎</p> <p>※ロタウィルスワクチンは令和2年10月1日から法定化</p>	<p>接種者数</p> <table> <tr><td>BCG</td><td>66人</td></tr> <tr><td>四種混合</td><td>286人</td></tr> <tr><td>不活化ポリオ</td><td>0人</td></tr> <tr><td>二種混合</td><td>92人</td></tr> <tr><td>麻疹・風疹混合1期</td><td>76人</td></tr> <tr><td>麻疹・風疹混合2期</td><td>132人</td></tr> <tr><td>日本脳炎</td><td>297人</td></tr> <tr><td>ヒブワクチン</td><td>277人</td></tr> <tr><td>小児用肺炎球菌ワクチン</td><td>276人</td></tr> <tr><td>子宮頸がん予防ワクチン</td><td>48人</td></tr> <tr><td>水痘ワクチン</td><td>152人</td></tr> <tr><td>B型肝炎</td><td>212人</td></tr> </table>	BCG	66人	四種混合	286人	不活化ポリオ	0人	二種混合	92人	麻疹・風疹混合1期	76人	麻疹・風疹混合2期	132人	日本脳炎	297人	ヒブワクチン	277人	小児用肺炎球菌ワクチン	276人	子宮頸がん予防ワクチン	48人	水痘ワクチン	152人	B型肝炎	212人
BCG	66人																									
四種混合	286人																									
不活化ポリオ	0人																									
二種混合	92人																									
麻疹・風疹混合1期	76人																									
麻疹・風疹混合2期	132人																									
日本脳炎	297人																									
ヒブワクチン	277人																									
小児用肺炎球菌ワクチン	276人																									
子宮頸がん予防ワクチン	48人																									
水痘ワクチン	152人																									
B型肝炎	212人																									
特別医療費助成事業	<p>18歳の年度末までの小児の保険診療分の医療費の自己負担の一部を助成する。</p> <p>ひとり親家庭（所得制限あり）及び特定疾病患者の保険診療分の医療費の自己負担の一部を助成する。</p>	<p>対象者数</p> <table> <tr><td>児童（小児）</td><td>2,146人</td></tr> <tr><td>ひとり親家庭</td><td>49人</td></tr> </table> <p>※児童（小児）の特別医療費助成は、平成28年4月から対象年齢を18歳まで拡大。</p>	児童（小児）	2,146人	ひとり親家庭	49人																				
児童（小児）	2,146人																									
ひとり親家庭	49人																									
地域子育て支援センター	<p>保育所に入所していない子どもとその保護者と妊産婦へ、親子や地域交流の場として施設を開放し、遊びや読み聞かせ等の交流をすることで、地域での仲間づくりを促進し、子育て家庭支援や児童の健全育成を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て支援センターなかやま（中山みどりの森保育園併設） <table> <tr><td>実施回数</td><td>18回</td></tr> <tr><td>大人</td><td>44人</td></tr> <tr><td>乳幼児</td><td>45人</td></tr> </table> </li> <li>子育て支援センターなわ（ふれあい会館内） <table> <tr><td>実施回数</td><td>12回</td></tr> <tr><td>大人</td><td>53人</td></tr> <tr><td>乳幼児</td><td>51人</td></tr> </table> </li> <li>子育て支援センターだいせん（大山きゃらぼく保育園併設） <table> <tr><td>実施回数</td><td>8回</td></tr> <tr><td>大人</td><td>47人</td></tr> <tr><td>乳幼児</td><td>60人</td></tr> </table> </li> <li>合計 <table> <tr><td>実施回数</td><td>38回</td></tr> <tr><td>大人</td><td>144人</td></tr> <tr><td>乳幼児</td><td>156人</td></tr> </table> </li> </ul>	実施回数	18回	大人	44人	乳幼児	45人	実施回数	12回	大人	53人	乳幼児	51人	実施回数	8回	大人	47人	乳幼児	60人	実施回数	38回	大人	144人	乳幼児	156人
実施回数	18回																									
大人	44人																									
乳幼児	45人																									
実施回数	12回																									
大人	53人																									
乳幼児	51人																									
実施回数	8回																									
大人	47人																									
乳幼児	60人																									
実施回数	38回																									
大人	144人																									
乳幼児	156人																									

サービス	内 容	取り組み状況（令和3年度実績）
子育てサポートセミナー	親子のコミュニケーションの取り方、発達を促す適切な対応方法を学ぶ機会を提供するとともに、地域の保護者同士の交流を図る。	ペアレントサポートプログラム 実施回数 1クール 修了者数 11人  ハッピー子育てプログラム 実施回数 1クール 修了者数 8人
おはなしひろば	図書館司書による絵本の読み聞かせと指導や、保育士・相談員による子育てワンポイントアドバイスをを行う。	実施回数 31回 参加者（延べ）大人 160人 乳幼児 170人
なかよしひろば	保育所に入所していない子どもとその保護者を対象に、学習と仲間づくりの場としての集団遊び、運動会、クリスマス会等のイベントや、保健師、管理栄養士、助産師による育児相談等を行う。	実施回数 28回 参加者（延べ）大人 182人 乳幼児 186人
ファミリーサポートセンター事業	子育ての手伝いをしてほしい人（おねがい会員）と子育ての手伝いができる人（ひきうけ会員）がお互いに会員になって、有料で助け合う組織。 （要：事前登録）	登録数 おねがい会員 168人 ひきうけ会員 84人 両方会員 35人 活動件数 251件
子育て講座 （家庭教育支援事業）	保護者を対象に子育てについての学習機会の提供（保育所、小・中学校、子育て支援センターで参観日等の機会を利用して開催）	実施回数 2回 参加者（延べ）大人 38人 ※新型コロナウイルス感染症対策として、動画視聴で実施

サービス	内 容	取り組み状況（令和3年度実績）
子育てサークル支援	子育てをしている保護者同士が、悩みや不安等を気兼ねなく語り合える仲間づくりの集いである子育てサークルの活動を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 子育てサークルなかやま               <ul style="list-style-type: none"> <li>実施回数 16回</li> <li>参加者（延べ）大人 91人</li> <li>子ども 92人</li> </ul> </li> <li>• 名和ふれあいサークル               <ul style="list-style-type: none"> <li>実施回数 5回</li> <li>参加者（延べ）大人 32人</li> <li>子ども 34人</li> </ul> </li> <li>• 育児サークルひまわり               <ul style="list-style-type: none"> <li>実施回数 13回</li> <li>参加者（延べ）大人 81人</li> <li>子ども 80人</li> </ul> </li> <li>• 子育てサークルエコママ               <ul style="list-style-type: none"> <li>実施回数 0回</li> <li>参加者（延べ）大人 0人</li> <li>子ども 0人</li> </ul> </li> <li>• 子育てサークル“パパ吉”               <ul style="list-style-type: none"> <li>実施回数 0回</li> <li>参加者（延べ）大人 0人</li> <li>子ども 0人</li> </ul> </li> <li>• どようくらぶ               <ul style="list-style-type: none"> <li>実施回数 0回</li> <li>参加者（延べ）大人 0人</li> <li>子ども 0人</li> <li>支援回数 0回</li> </ul> </li> </ul>

#### (4) 総合支援

制度・分野ごとの縦割りを超えて、高齢者、障がい者、子育て支援等の地域の福祉課題に総合支援を行うための総合相談支援体制づくりを図ります。



### 3. 社会資源の現状（令和5年3月1日現在）

#### （1）社会資源（保健・医療・福祉等のサービス資源）

ア. 民生児童委員 58人（定数59人中、欠員1人） 主任児童委員 3人

イ. 医療機関 12箇所

- |         |        |         |                  |
|---------|--------|---------|------------------|
| ①佐々木医院  | ②名和診療所 | ③小谷医院   | ④キマチ・リハビリテーション医院 |
| ⑤大山口診療所 | ⑥大山診療所 | ⑦菅医院    | ⑧江原歯科医院          |
| ⑨船木歯科医院 | ⑩明石歯科  | ⑪国谷歯科医院 | ⑫小山歯科クリニック       |

ウ. 福祉施設など

#### ・介護関係福祉施設

介護老人福祉施設 2箇所

- ①特別養護老人ホーム ル・ソラリオン名和 ②特別養護老人ホーム 大山やすらぎの里

介護老人保健施設 3箇所

- ①介護老人保健施設 はまなす ②老人保健施設 小谷苑  
③介護老人保健施設 サンライズ名和

地域密着型介護老人福祉施設 1箇所

- ①地域密着型小規模特別養護老人ホーム 大山やすらぎの里 めぐみ館

認知症対応型共同生活介護 2箇所

- ①グループホーム 陽だまりの家なかやま ②グループホーム ばんだの里

通所介護 3箇所

- ①ル・ソラリオン名和 ②大山町社会福祉協議会 通所介護だいせん  
③大山やすらぎの里

通所リハビリテーション 4箇所

- ①介護老人保健施設 はまなす ②介護老人保健施設 小谷苑  
③介護老人保健施設 サンライズ名和 ④大山口診療所

地域密着型通所 3箇所

- ①サンライズデイサービスセンター ②ばんだの里やすはら通所介護事業所  
③大山町社会福祉協議会 通所介護ほほえみ

地域密着型認知症対応型通所 1箇所

- ①ばんだの里ところご通所指定介護事業所

訪問介護 4箇所

- ①はまなす訪問介護事業所 ②ホームヘルパーセンター玉真園  
③大山町社会福祉協議会訪問介護だいせん ④ばんだの里ヘルパーステーション

軽費老人ホーム 3箇所

- ①玉真園 ②ケアハウス ル・ソラリオン名和 ③ケアハウスかすき

サービス付高齢者向け住宅 2箇所

- ①サンライズハウス ②ばんだの里やすはらハウス

訪問看護 1 箇所

- ①はまなす訪問看護ステーション

訪問リハビリテーション 3 箇所

- ①大山口診療所      ②キマチ・リハビリテーション医院
- ③介護老人保健施設はまなす

小規模多機能ホーム 2 箇所

- ①よろず承り処かずき      ②ばんだの里

・障がい児者福祉関係施設

就労継続支援 A 型事業所 1 箇所

- ① ストック作業所

就労継続支援 B 型事業所 6 箇所

- ①小竹の郷大山分場      ②ストック作業所      ③柿木村共同作業所
- ④小竹の郷      ⑤エスプリ・ド・ラ・フォレ      ⑥YSSだいせん

指定特定相談支援事業所（指定障害児相談支援事業所） 2 箇所

- ①大山町社会福祉協議会 サポートセンターだいせん
- ②障害者生活支援事業所はまなす

※令和5年4月新規事業所（1 箇所）開設予定

生活介護事業所 2 箇所

- ①小竹の郷      ②大山町社会福祉協議会 通所介護だいせん

重度訪問介護事業所 2 箇所

- ①大山町社会福祉協議会 訪問介護だいせん      ②医療法人 佐々木医院

居宅介護事業所 2 箇所

- ①大山町社会福祉協議会 訪問介護だいせん      ②医療法人 佐々木医院

共同生活援助事業所 1 箇所

- ①高田の柿木村ホーム

短期入所事業所 1 箇所

- ①高田の柿木村ホーム

放課後等デイサービス事業所（障がい児対象） 1 箇所

- ①キッズクラブともだち

・子育て関係施設等

保育施設 6 箇所

- ①中山みどりの森保育園      ③庄内保育所（令和5年3月末閉所）
- ②名和さくらの丘保育園      ④大山きゃらぼく保育園      ⑤大山保育所      ⑥大山ひめぼたる保育園

放課後児童クラブ 5施設

- ①なかよしクラブ ②なわっ子クラブ ③あすなるクラブ ④大山児童クラブ  
⑤大山西児童クラブ

ファミリー・サポートセンター 1箇所

- ①ふれあい会館内

地域子育て支援センター 3箇所

- ①中山みどりの森保育園内 ②ふれあい会館内 ③大山きゃらぼく保育園内

子育てサークル 3サークル

- ①子育てサークルなかやま ②子育てサークルなわ ③子育てサークルだいせん

町立図書館 3箇所

- ①図書館本館  
②図書館大山分館  
③図書館名和分館

絵本の読み聞かせボランティアサークル 3グループ

- ①名和公民館サークルとつげきお話隊 ②読み語りてんぐちゃん  
③読み語りボランティア麦の会

・社会教育施設

公民館 5箇所

- ①中山公民館 ②名和公民館 ③大山公民館  
④大山公民館高麗分館 ⑤大山公民館大山分館

工. 地域コミュニティ

・地域自主組織 10団体

- ①ふれあいの郷 かあら山 ②まちづくり大山  
③かくわの郷 庄内 ④支え合いのまち 御来屋  
⑤やらいや逢坂 ⑥きばらいや上中山  
⑦楽しもなかやま ⑧なわのわ  
⑨きらり光徳 ⑩大山の里 所子

#### 4. 地域福祉の課題

大山町という地域には、どのような地域のニーズがあるのか、解決すべき課題は何かということとを明らかにしていく必要があります。今回の計画策定に当たっては、福祉推進員の協力の下、地域福祉に関するアンケート調査を行ってニーズを把握し、地域福祉計画策定委員会で論議された地域福祉の課題を整理しました。

##### (1) 地域での福祉ニーズの把握と社会資源の活用

- ア. 安心して地域で暮らしていくために、計画的・定期的なニーズ調査や地域における住民活動等から情報収集を行い、不足する社会資源の把握や地域における福祉ニーズ等の把握に努め、そのうえで福祉サービス提供事業者や当事者団体、関係機関等とのさらなる連携や、買い物難民対策等の新しい社会資源の開発も必要である。
- イ. 社会資源に関する情報や知識が地域住民や福祉関係者、団体などで十分に共有・浸透されていないことが課題である。
- ウ. 子どもから高齢者まで、誰でもわかる社会資源マップが必要である。

##### (2) 福祉サービスの情報提供と相談体制

- ア. 地域生活の中で生活のしづらさが生じた場合、特に社会的に孤立・孤独にある者にも配慮し、課題を解消していくための必要な福祉サービスやボランティア活動、助け合い活動などについての情報が適切に得られるような体制を整備しておくことが必要である。
- イ. 高齢者・障がい者・児童などの制度をまたいだ総合相談窓口の設置・充実が必要である。
- ウ. 高齢者・障がい者・子育て中の各世代では、情報入手の方法が違うので、その特性に応じた情報提供の方法を配慮していくことが必要である。
- エ. 新型コロナウイルス感染症は、感染予防の観点から、人と人との接触や外出の自粛等、生活様式を大きく変え、これに伴い人との交流不足等から生じる新たな課題も認識されるようになった。こうした新たな脅威や社会的課題に対しても、速やかに対応可能な体制整備を進めておく必要がある。

##### (3) 集落等、生活の場におけるネットワーク（関係性）の構築

- ア. 小地域（集落単位）の中での生活課題について、定例的に情報交換や課題解消のための話し合いを行うなど、小地域におけるネットワーク作りや、必要に応じて地域自主組織との連携できる体制づくりが必要である。
- イ. 災害等緊急時にも対応できるネットワークを拡充することが大切である。
- ウ. ネットワーク活動の中で生じてきた課題について、解消が困難な場合は、町や社会福祉協議会と連携したり、ケアマネジメントの活用が必要になるのでその体制づくりを整備することが必要である。

##### (4) 福祉サービスの利用援助（権利擁護）

- ア. 高齢者や障がい者の中には、自己の判断でサービスを選択したり、契約を結んだりすることが難しい利用者もいるので、そのような方々への支援策が必要である。
- イ. 福祉サービスの利用者がサービスについての苦情を言いにくいこともあるので、要望の段階で自由に言える環境整備や啓発活動をしたらよいのではないか。
- ウ. 地域福祉権利擁護事業だけでは対応が困難な場合が多いので、成年後見制度のさらなる利

用促進を図る。

(5) 安心して地域で暮らしていくためのボランティア活動等の福祉のまちづくりの推進

- ア. 地域福祉を推進していくためには、ボランティア活動等の住民参加活動をどのように進めていくのか、また、そのための人材育成をどう進めていくかが課題である。
- イ. 災害の発生や商店の撤退などの社会情勢の急激な変化を踏まえ、高齢者等の見守りや災害発生時対応等といった、地域課題を地域が解消し、地域が支えていくための仕組みをいかに作るかが課題である。
- ウ. 地域で自立した生活を送るために必要な公的サービスに加えて、民間のサービスも重要になり、有料でも利用できる制度や支援体制を整えることが必要となる。
- エ. 誰もが安心して暮らせるための条件として、バリアフリーを進めていくことが必要である。また、町民自身がバリアを作らない意識を持つことも大切である。
- オ. 福祉サービスを利用する人に共通している問題の一つに、移動の問題がある。この問題を町民一体となり、解決する取り組みを進めていくことが、福祉のまちづくりの第一歩となる。
- カ. 「福祉」とは何か、「福祉」はどうあるべきかを、教育的観点からも含め、根本的に考えてみる必要がある。
  - ※ 家庭を中心とした地域全体での支え合いの体制づくりを推進する。
  - ※ 孤独死対策。特に高齢者や障がい者のみの世帯への見守り体制づくりを推進する。
- キ. 社会的に孤立している人たちには、福祉サービス等の支援が届きにくく、こうした人たちの把握や対策が必要である。
- ク. 高齢や障がい等により、公共交通機関の利用が困難な人が、地域で生活し続けていくために、医療機関への通院や生活に必要な物を買っていく手段や方策が必要である。

## 第3部 地域福祉推進の方策

### 1. 地域福祉の理念

大山町においては、町の基本計画である大山町未来づくり10年プラン（総合計画）（平成28～令和7年度）に基づき、総合的な施策の展開が行われており、福祉部門においても高齢者・障がい者・児童を対象とした各福祉計画が策定され、計画的な福祉のまちづくりが推進されています。

大山町地域福祉計画はこのような既存の計画や理念を踏まえて、総合的な福祉計画として、自然環境に恵まれた大山町という地域で、誰もが健康で安心して暮らせる福祉の町をめざし、大山町民一人ひとりがお互いに協力し支え合う町づくりを進めていく必要があります。

#### （1）既存の計画の理念

ア. 大山町未来づくり 10年プラン（大山町総合計画）（第2期：平成28～令和7年度）

「人が主役の3つの歯車」によるまちの活性化の推進

イ. 大山町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第8期：令和3～5年度）

地域の人々が、お互いに協力しあいながら、高齢者がいつまでも健康で、生きがいをもって過ごすことができる心のかよいあう高齢社会をめざします。

ウ. 大山町子ども・子育て支援事業計画（令和2～6年度）

子育てについての第一義的責任は父母その他の保護者にあるという基本認識の下に、家庭や地域など、子どもたちを取り巻くすべての場で、子育てについての理解が深められ、子育ての喜びが実感されるようなまちづくりをめざします。

エ. 大山町障がい者プラン（大山町障害者計画（第2期：平成27～令和5年度）・障害福祉計画・障害児福祉計画）（第6期障害福祉計画：令和3～5年度）（第2期障害児福祉計画：令和3～5年度）

障がいのある人が、雄大な大山の自然の恵みを受けた大山町でノーマライゼーションの理念を基本とした暮らしやすい生活環境のもと、安心して暮らせるまちづくりをめざします。

また、障がいのある人の尊厳を尊重するとともに、社会参加の実現と環境面だけでなく、心の「バリアフリー」化を促進し、共に生きる「共生社会」の構築をめざすことを基本理念とします。

#### （2）地域福祉計画の理念

これからの大山町の地域福祉の理念を表す標語を次のとおりとします。

「元気で明るく住みよい福祉のまちづくり」

#### 標語の説明

「元気で明るく」は、自分らしい生活が維持されることを意味します。それは、介護や福祉サービスを利用する必要が生じてもより元気で明るく前向きな生き方を応援するものです。

「住みよい福祉のまちづくり」は、健康づくりや環境問題、災害対策等も含んだ福祉のまちづくりをめざしていこうという考え方を表しています。

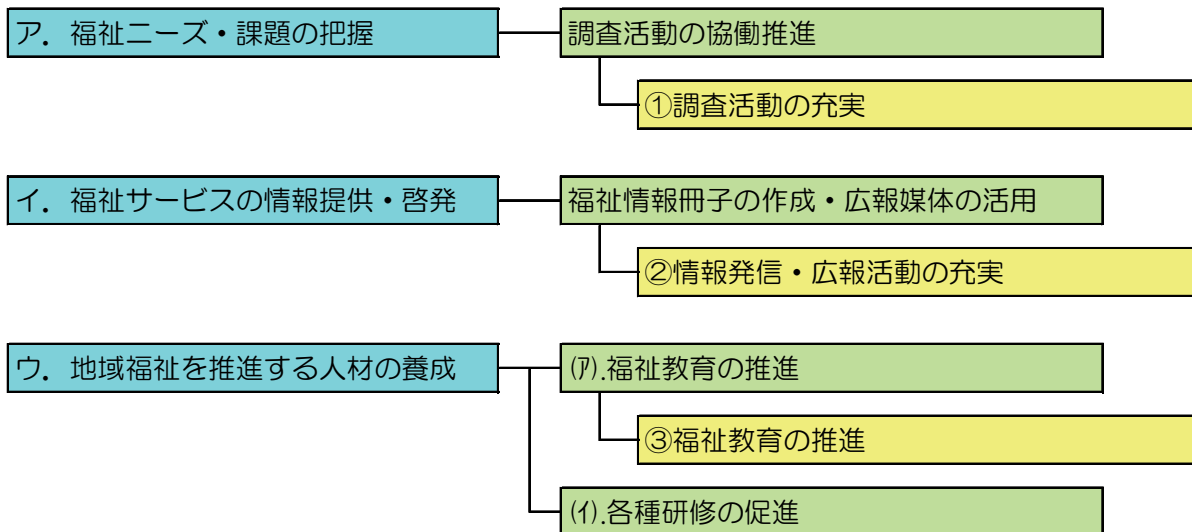
## 2. 施策の体系

凡例

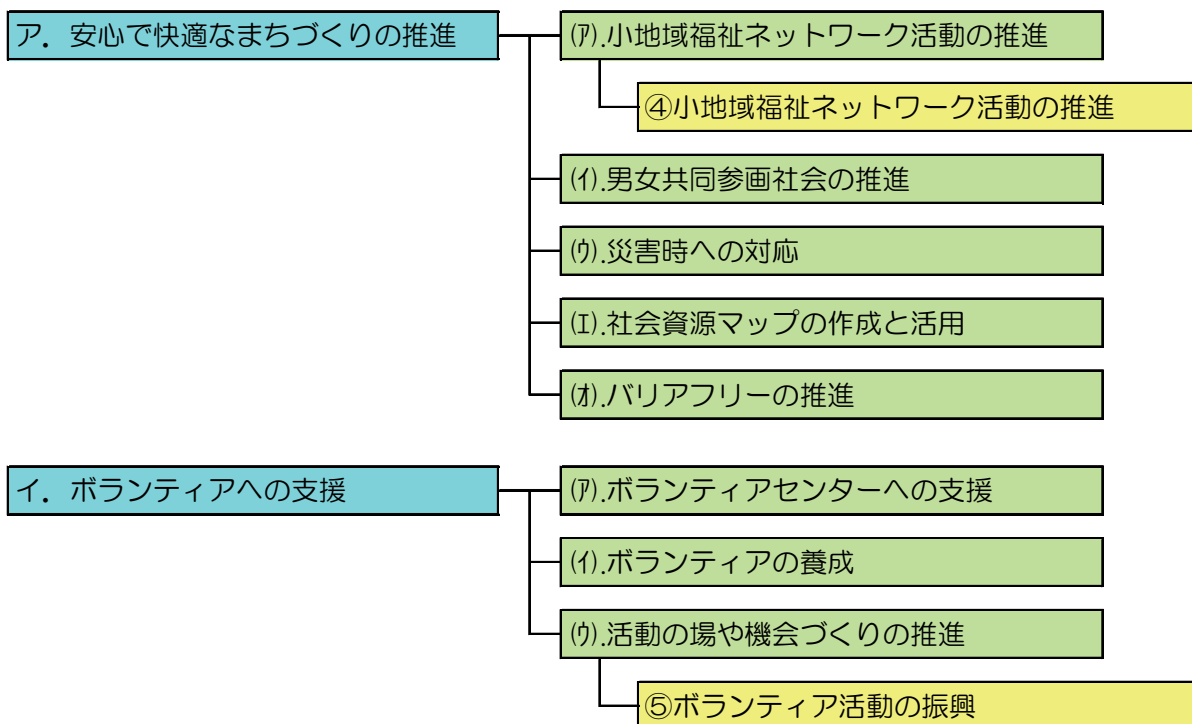
町福祉計画：施策

社協活動計画：実施事業

### (1) 住民意識の高揚へ向けた啓発活動の推進

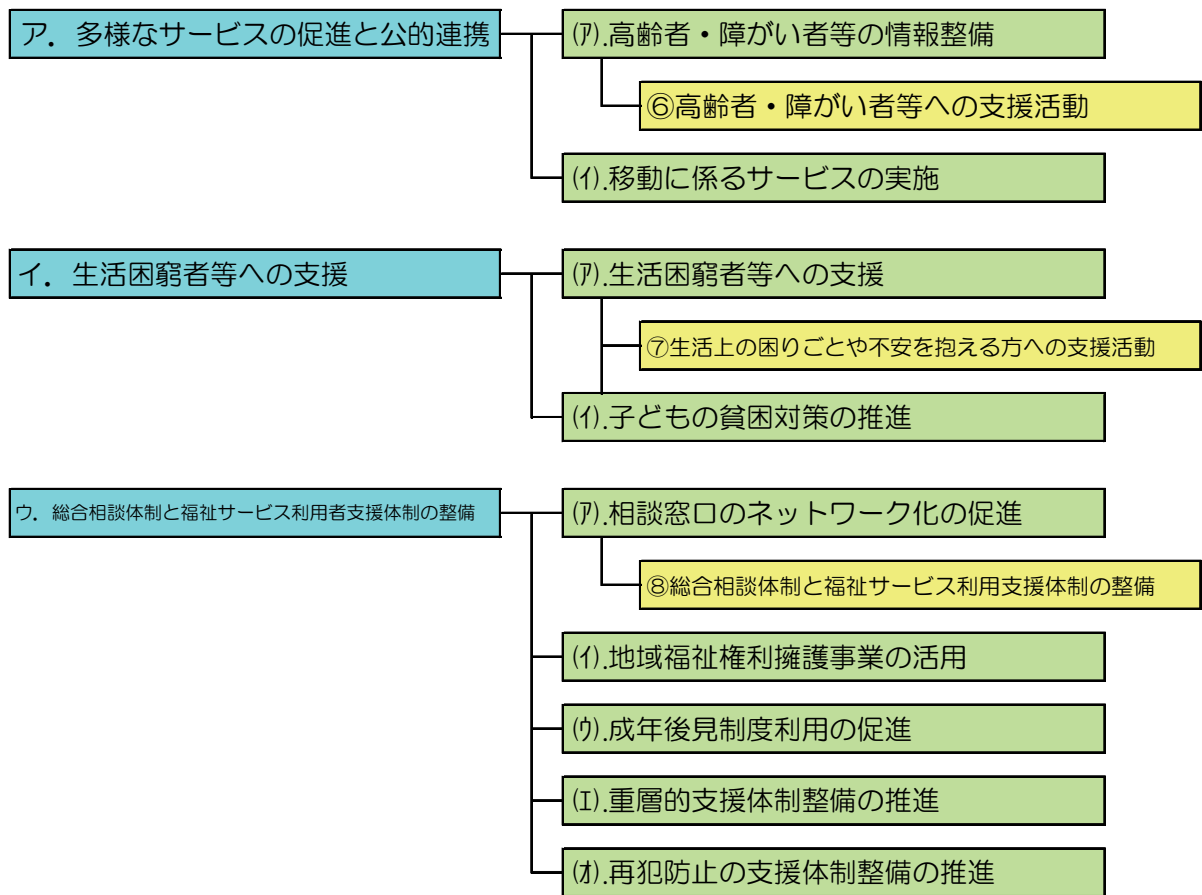


### (2) 住民参加・参画による地域福祉活動の推進

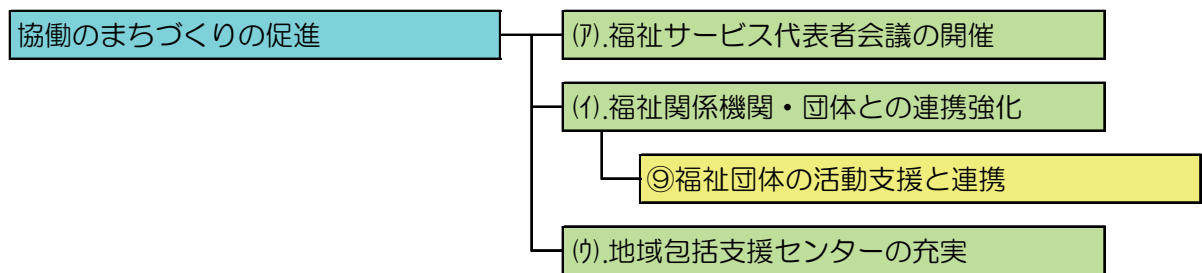




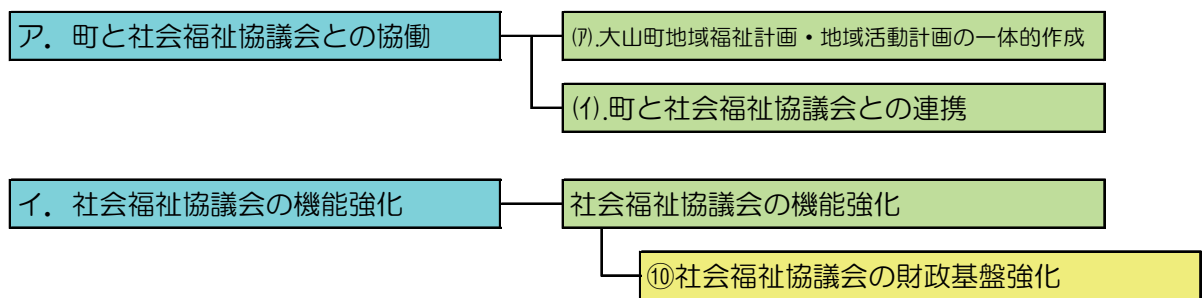
(3) 生活に不安を抱える住民への支援活動の推進



(4) 地域福祉のネットワーク化と連携・協働の推進



(5) 町と社会福祉協議会との連携強化



## 2. 施策の体系

### (1) 住民意識の高揚へ向けた啓発活動の推進

#### ア. 福祉ニーズ・課題の把握

地域福祉の方向性として、解消すべき地域課題（ニーズ）を把握し、その課題の特性に応じて、自助・互助・共助・公助等による適切な役割分担により、課題解消を目指します。

そのために計画的なニーズ調査の実施、小地域福祉ネットワーク活動等からの情報収集、福祉サービス提供事業者や当事者団体及び関係機関等との連携強化等を推進します。

#### ・施策：調査活動の協働推進

① 社会福祉協議会と協働して、障がい者等、対象者別福祉ニーズ調査を実施します。

具体的施策	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
① 調査活動の協働推進	実施				
	➔				

#### イ. 福祉サービスの情報提供・啓発

福祉にかかわるサービスは、行政が直接行うものをはじめ社会福祉協議会やNPO、各種ボランティア団体等が行うものがあり、その内容も多種多様にわたります。

これらの情報が、必要な人に迅速かつ適切に伝わるよう、わかりやすい情報発信に努めます。

#### ・施策：福祉情報冊子の作成・広報媒体の活用

① 高齢者・障がい者・子育て支援等の福祉サービスを一元的にわかりやすく整理して、情報が必要な人の特性に配慮した福祉情報冊子（福祉便利帳）を、適宜改訂作成します。

② 町広報誌・町ホームページ、ケーブルテレビ等を通じ、福祉サービス情報コーナーを設け、適時性のある情報発信を継続します。

具体的施策	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
① 町民福祉便利帳の作成			改訂配布		
	➔				
② 福祉サービス情報コーナー	検討		実施		
	➔				

#### ウ. 地域福祉を推進する人材の養成

地域福祉を推進していくには、福祉人材の養成や育成の視点が必要です。この人材養成性等には大きく、業務として福祉分野に携わる人や民生児童委員、福祉推進員など、実際に地域福祉活動を担っている方々を対象とするものと、子どもを含めた一般の町民の方やボランティア活動、住民活動に関心を持つ方々を対象とするものの二つの視点があります。

特に、次代を担う世代である子どもたちへの福祉教育は、大山町地域福祉計画が掲げる理念「元気で明るく住みよい福祉の町づくり」を実現させるためには極めて重要なことであり、積極的に推進していきます。

#### ・施策：（ア）福祉教育の推進

① 福祉への理解を深め、地域福祉活動に参加していく子どもを育てていくため、社会福祉協議会や学校と連携して、福祉教育を推進していきます。

- ② 地域の社会福祉施設の協力を得て、ふれあい体験やバリアフリー体験等の実体験を通じた福祉教育を行っていきます。
- ③ 社会福祉協議会と連携して、親子参加型のボランティア活動等を企画・実行し、家庭における福祉教育を推進していきます。

具体的施策	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
① 福祉教育の推進	実施				
② ふれあい・バリアフリー体験教育の実施	実施				
③ 家庭における福祉教育の推進	実施				

・施策：（イ）各種研修の促進

- ① 社会福祉協議会や関係機関・団体と連携して、社会福祉従事者研修や福祉サービスの質の向上のための研修への参加を促進していきます。
- ② 社会福祉協議会と連携し、民生児童委員、民生委員協力員、福祉推進員、保健推進員及びまちづくり委員等の研修の充実を図ります。

具体的施策	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
研修への参加の促進	実施				
民生児童委員等の研修の充実	実施				

（2）住民参加・参画による地域福祉活動の推進

ア．安心して快適なまちづくりの推進

地域福祉の推進は、町民一人ひとりが自らの課題と認識し、考え、参加し、協力することで、安心して生活できるまちをつくることを目標にしていく必要があります。

そのためには、同じ地域に住む住民同士が助け合い、協力し合って課題を解消することが大切であるという共通認識が必要となります。これを進めるため、定例的な話し合いや情報交換をする、課題解消のための小地域福祉ネットワーク活動を行い、町や社会福祉協議会等との連携を推進します。

あわせて女性の積極的な参画を促進し、性別による固定的な役割分業意識の見直しを進めます。


また自然災害や火災等を想定し、自主防災組織等との連携や小地域福祉ネットワーク活動を通して、災害に対する備えを推進します。

このほか日常生活においては、今ある社会資源が有効に活用されることが必要です。このためには、生活環境のバリアフリー化を推進するとともに、施設や製品等について利用しやすくするUD（ユニバーサルデザイン）導入の取り組みや、研修、教育、啓発を通じた心のバリアフリーに対する取り組みも進めていきます。

・施策：（ア）小地域福祉ネットワーク活動の推進

- ① 区長、民生児童委員、民生委員協力員、福祉推進員、保健推進員、まちづくり委員、老人クラブ及びPTA等の小地域福祉ネットワーク活動を推進します。

具体的施策	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
① 小地域福祉ネットワーク活動の推進	強化				



・施策：（イ）男女共同参画社会の推進

- ① 女性の積極的な参画を促進するため、ワークライフバランスを重視して、家庭や地域の中で実現していくための広報・啓発活動を推進します。

具体的施策	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
① 男女共同参画社会の推進	強化				



・施策：（ウ）災害時への対応

- ① 高齢者や障がい者等に対する災害情報の伝達や情報を得ることが確実にできる方法を検討し、実施していきます。
- ② 集落自主防災組織と小地域福祉ネットワーク活動を通して、自助・互助・共助の活動支援と、公助としての支援体制整備を進めます。
- ③ ひとり暮らし高齢者や高齢世帯、障がい者等（要支援者）の情報把握について、日頃から関係部局と連携すると共に、必要に応じて民生児童委員へ情報を提供したり、また協力を得ながら災害時避難行動要支援者名簿（要援護者台帳）を整備します。
- ④ 災害時にあっては、要支援者情報を関係機関と共有し、迅速に対応します。

具体的施策	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
① 高齢者や障がい者等への災害情報の提供促進	検討・実施				
② 集落自主防災組織と小地域福祉ネットワークの連携	検討・実施				
③ 災害時避難行動要支援者名簿（要援護者台帳）の整備	実施				
④ 災害時における要支援者情報の活用	実施				



・施策：（エ）社会資源マップの作成と活用

- ① 小地域（集落）の中で、一人暮らし高齢者等、要支援者の所在を明らかにするため、生活に必要な商店や交通手段・配達サービスなどの情報も掲載した社会資源マップ作りと、その有効活用を促進します。
- ② 町や社協のホームページ等に社会資源マップを掲載し、有効利用を促進します。

具体的施策	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
① 社会資源マップの作成・活用	作成・活用				
② 社会資源の情報提供の促進	実施				

・施策：（オ）バリアフリーの推進

- ① 町や社会福祉協議会が連携して、調査結果や要望等を踏まえて、自助・互助・共助・公助により解消・改善を図ります。
- ② 新たにバリアを作らない運動（自転車放置や、障がい者用駐車場使用の防止等）を、展開します。
- ③ 講演会や研修、福祉教育やボランティア活動などを通して、障がいの理解、認識を深めて心のバリアフリー化を促進します。
- ④ 「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法・平成18年施行）」に係る福祉のまちづくり基本構想については、その必要性の有無も含め、引き続き検討します。

具体的施策	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
① 公助・共助・互助・自助での解消・改善	実施				
② 新しいバリアを作らない運動の推進	実施				
③ 心のバリアフリーの促進	実施				
④ 福祉のまちづくり基本構想の検討	検討				

イ. ボランティアへの支援

地域福祉を推進していくために、ボランティア活動が活発に展開され、地域福祉活動があらゆる地域住民の参加を得て発展していくことが求められています。

大山町においては、ボランティアとして令和5年1月現在、67人がボランティアセンターに登録され幅広く活動が行われています。（平成30年から70人減少）


ボランティア活動の現状を踏まえて、社会福祉協議会と連携を強化しながらボランティアの育成を図ります。また、活動状況の把握やグループ化を促進し、活動拠点の整備等の支援を積極的に推進していきます。

さらに、ボランティア活動をしたい人と、ボランティアを望む人を連絡・調整する体制や情報提供のあり方についても整備していきます。

・施策：（ア）ボランティアセンターへの支援

- ① ボランティアセンターの機能を充実し活性化するため、町民への情報提供、広報・啓発活動を充実していきます。



具体的施策	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
① ボランティアセンターへの支援	強化				



・施策：（イ）ボランティアの養成

- ① 社会福祉協議会と連携して、地域福祉活動の担い手としてのボランティアを育成していくために、ボランティア養成講座を開催します。
- ② 社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動促進のための入門講座やリーダー養成研修等を行います。


具体的施策	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
① ボランティア養成講座の開催	実施				
② ボランティアへの研修の充実	実施				

・施策：（ウ）活動の場や機会づくりの推進

- ① ボランティア活動を促進するため、活動拠点として地域の公共施設の活用、活動費の助成、活動する機会や場づくり等を推進していきます。

具体的施策	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
① 活動の場や機会づくりの推進	実施				



(3). 生活に不安を抱える住民への支援活動の推進

ア. 多様なサービスの促進と公的連携


福祉ニーズの調査などで集約されてきた、福祉ニーズや解消すべき課題について、既存のフォーマルサービスのなかで対応が難しい場合は、民間サービスの参入やボランティア・NPO等多様なサービス提供主体の活動を促進し、福祉ニーズの充足や課題の解消を図ると共に、個人個人の事情に応じたサービスの選択が可能となる体制を推進していきます。

また、さまざまな機関や団体の連携・協働を推進していくため、サービス情報の開示、情報交換体制を整備していきます。

・施策：（ア）高齢者、障がい者等の情報整備

- ① 関係部局と連携し、高齢者、障がい者等の状況を把握し情報を整備します。

具体的施策	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
① 高齢者、障がい者等の台帳整備	実施				



・施策：（イ）移動に係るサービスの実施

- ① 高齢・障がい等の特性により、公共交通機関の利用が困難な方等に対する通院・買い物等の様々な移動ニーズについて、移動に係るサービスの確保・改善を図ります。



- ② サービス提供機関等のサービス情報開示や、相互理解を促進するため、情報公開を推進します。

具体的施策	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
① 移動に係るサービスの実施改善・継続	実施				
② 福祉サービスの情報開示・提供	実施				

#### イ. 生活困窮者等への支援

失業や疾病等、様々な理由により生活に困窮した者について、鳥取県の福祉事務所等と連携し、社会的孤立の解消や生活の自立、経済的自立、社会的自立につながる支援を継続実施します。

また子どもが、生まれた環境や育つ環境等によって、生活に困窮したり、将来が左右されることがないように、大山町要保護児童対策協議会や社会福祉協議会、教育委員会等の関係機関等と連携し、子どもの貧困対策を推進します。

・施策：(ア) 生活困窮者等への支援

- ① 生活困窮者等が生活保護等の社会保障制度の利用につながるよう、情報収集に努めるとともに、鳥取県の福祉事務所や社会福祉協議会等の関係機関へ繋ぐ取り組みを継続します。

具体的施策	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
① 生活困窮者等への支援	実施				

・施策：(イ) 子どもの貧困対策の推進

- ① 大山町要保護児童対策協議会や学校等の関係機関と緊密な連携による情報収集により、困窮状態にある子どもの把握に努め、社会福祉協議会等の関係機関と連携し、即応的な支援が行えるよう対策を推進します。

具体的施策	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
① 子どもの貧困対策の推進	実施				

#### ウ. 総合相談体制と福祉サービス利用者支援体制の整備

安心して地域生活を送るためには、生活上の問題が生じた場合に備え、受けられる必要なサービスの情報や相談できる体制を整えていきます。

新しい社会福祉制度のしくみは、高齢者や障がい者が福祉サービスを利用する場合、サービス提供事業者と利用契約を結ぶことになります。

しかし、高齢者や障がい者の中には、適切に自己の判断でサービスを選定し、契約を結んで福祉サービスを利用することが容易ではない人もいます。

そこで、これらの人に対して、福祉サービスの利用援助や成年後見制度の活用を推進していくための体制を整備していくことが必要となります。

併せて、犯罪をした者等の再犯防止の活動支援や閉じこもりから就労支援等、社会復帰に繋げるための方策を検討します。



・施策：（ア）相談窓口のネットワーク化の促進

- ① 包括支援センター・社会福祉協議会・地域子育て支援センター・介護保険事業所等の相談窓口のネットワーク化や連絡協議会を定期的開催し、連携を強化します。また、要保護児童対策地域協議会との連携を進めます。

具体的施策	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
① 相談窓口のネットワーク化	強化				

・施策：（イ）地域福祉権利擁護事業の活用

- ① 認知症や知的障がい、精神障がいがある人等福祉サービスの利用支援が必要な場合、地域福祉権利擁護事業の活用を進めていきます。

具体的施策	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
① 地域福祉権利擁護事業の活用	実施				

・施策：（ウ）成年後見制度利用の促進

- ① 成年後見制度の利用促進のための広報・啓発活動を行います。町長申し立てや第三者後見人への報酬の助成制度の充実を図ります。

具体的施策	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
① 成年後見制度利用の促進	実施				

・施策：（エ）重層的支援体制整備の推進

- ① 地域で暮らすうえで生じた、複雑多岐に渡る課題について、その相談を断らず、課題に応じて様々な関係機関が連携協力し、課題解消を目指す重層的支援体制の整備を進めます。

具体的施策	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
① 重層的支援体制整備の推進	実施				

・施策：（オ）再犯防止の支援体制整備の推進

- ① 犯罪をした者等が、再び罪を犯さないように保護観察所、保護司、民生児童委員等の関係機関等と連携して取り組む再犯防止の活動の支援推進を図ります。

具体的施策	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
① 再犯防止の活動の支援推進	実施				

（4）地域福祉のネットワーク化と連携・協働の推進

ア．協働のまちづくりの促進

福祉ニーズに対応した福祉サービスが適切に提供されるためには、需要（福祉ニーズ）と供給（サービス事業者）とのバランスが保たれていることが大切になります。

多様な主体による福祉サービス提供事業者や団体等が、健全で活発に事業の展開が促進さ


れるために、需要の状況を将来予測も含めて、適切に把握していく体制を整えていきます。

また、小地域福祉ネットワーク活動を通して把握された課題を、小地域福祉ネットワーク活動だけで解消していくことが難しい場合もあります。

このような場合においては、必要な福祉サービスや各種社会資源とを適切に結び付けてくれるケアマネジメントシステムを整備する必要があります。


・施策：（ア）福祉サービス代表者会議の開催

- ① 町内の福祉サービス事業の代表者によるネットワークを構築し、情報交換やニーズに対応しきれていない課題、相互補完、社会資源の開発等について検討する会議を開催します。

具体的施策	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
①福祉サービス代表者会議の開催	実施				
					

・施策：（イ）福祉関係機関・団体との連携強化

- ① 社会資源の把握・開発を推進するために、町・社会福祉協議会・団体等との連絡会議を開催します。

具体的施策	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
①関係機関・団体等との連携の強化	実施				
					

・施策：（ウ）地域包括支援センターの充実

- ① 地域包括支援センターの充実・強化を図ります

具体的施策	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
① 地域包括支援センターの充実・強化	充実・強化				
					

(5) 町と社会福祉協議会との連携強化

ア. 町と社会福祉協議会との協働

社会福祉協議会は社会福祉法において、地域福祉事業の実施を目的とする団体と規定されています。同協議会は、行政では届きにくいボランティア活動や住民活動を支援し、介護保険事業や町委託事業等、地域住民の福祉ニーズに応えて、積極的な事業展開を行っています。

また大山町が策定する「地域福祉計画」と社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」を一体的に策定することで、両計画が車の両輪となって大山町における地域福祉が推進されていくよう、連携を強化します。

・施策：（ア）大山町地域福祉計画・活動計画の共同作成

- ① 町が作成する「大山町地域福祉計画」と社会福祉協議会が作成する「大山町地域福祉活動計画」を一体的に作成し、連携のとれた活動を展開することで地域の課題解消を図ります。

具体的施策	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
① 大山町地域福祉活動計画の一体的作成	協働				
					

・施策：（イ）町と社会福祉協議会との連携

- ① 町と社会福祉協議会が、情報交換会や連絡会などを通じ、緊密で連携のとれた活動を展開することで地域の課題解消を図ります。

具体的施策	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
① 情報交換会や連絡会の開催	強化				



イ. 社会福祉協議会の機能強化

行政では行き届きにくい地域福祉事業を行う社会福祉協議会が、今後も主体的に地域福祉事業を推進することができるよう、財政面や活動環境等も含めた総合的な支援と協働活動を行います。

・施策：社会福祉協議会の機能強化

- ① 社会福祉協議会が安定して事業運営することができるよう、必要に応じて財政支援等を行います。

具体的施策	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
① 補助金等を通じた財政支援等の実施	実施				



## 第4部 大山町地域福祉活動計画

### 1. 基本理念

「みんな元気で明るく暮らせる福祉のまちづくり」

### 2. 基本目標

- (1) 地域の支え合いなど、誰もが福祉活動に参加できる仕組みづくり
- (2) 住みよい地域でいつまでも安心して暮らせる地域づくり
- (3) 社会福祉協議会の基盤強化

### 3. 目標を達成するための取り組み

#### ①調査活動の充実

地域福祉活動を推進していく上で、地域における福祉課題を的確に捉え、課題解消に繋げていくためにも、調査活動は重要な役割をもっています。

地域福祉座談会や個別訪問の際に聞き取り調査を実施し、地域住民の福祉ニーズ把握に努めます。

事業名	内容
地域福祉に関する町民の意識調査	<ul style="list-style-type: none"><li>・ふれあいいきいきサロン活動の際に、集落内での困りごと等の聞き取り調査を行います。</li><li>・年間20～30集落での開催を目標に地域福祉座談会を計画し、地域の福祉課題把握に努めます。</li></ul>
一人暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯の意識調査	町の担当課や民生委員、福祉推進員との連携を図りながら、一人暮らし高齢者等宅を訪問し、生活課題などの聞き取り調査を行います。

#### ②情報発信・広報活動の充実

地域福祉活動の推進には、福祉に対する住民の理解、参加が必要不可欠です。幅広い年代の住民に広報できるよう、紙媒体のみならずインターネットを利用した情報発信に努めます。

事業名	内容
広報誌「ほほえみ」の発行（年4回）	地域福祉事業・介護サービス事業など社協事業全般の報告、イベントや研修会の参加募集、住民参加スペース（俳句、短歌投稿）の設置など、充実した情報発信を行います。
インターネット・SNSを利用した広報活動	ホームページ、Facebook（フェイスブック）、Instagram（インスタグラム）を活用し、最新情報の発信を行います。
地域福祉座談会での広報活動	年間20～30集落での開催を目標に地域福祉座談会を計画し、社会福祉協議会が展開する地域福祉事業の広報を行います。

### ③福祉教育の推進

地域福祉活動を推進していく上での福祉課題等の解消を図るためには、住民の福祉への関心や福祉の心を育む取り組みが必要となります。

従来から取り組んでいる福祉体験学習（高齢者疑似体験、車イス体験等）を継続して実施し、福祉にかかわる実践力の育成に努めます。

事業名	内容
学校における福祉教育	小・中学生に向けて、学校と連携しながら福祉体験学習（高齢者疑似体験、車イス体験、夏休みチャレンジスクール等）を実施します。

### ④小地域福祉ネットワーク活動の推進

自治会集落など、住民同士お互いの顔がわかる範囲で行なわれる見守りや助け合い活動などの、住民主体の福祉活動を推進します。

事業名	内容
災害時における支え愛地域づくり推進事業（見守り・安否確認）	自治会及び集落に対して、災害時に避難支援が必要な要援護者、避難経路を記した「支え愛マップ」の作成を推進し、見守り体制づくりに係る支援を行います。
有償ボランティア「ささえあいたい」の充実	広報誌、ホームページ、SNSを使用し、援助会員増員に向けた広報を行います。
福祉推進員活動の活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会（集落）へ福祉推進員の選出（1名・任期2年）を依頼します。</li> <li>年2回を目安に研修会を開催し、福祉推進員の役割についての理解促進、地域福祉活動推進に向けた啓発活動に努めます。</li> </ul>

### ⑤ボランティア活動の振興

現在ボランティア活動者が減少傾向にあり、様々なニーズに対応するための担い手が不足しているという課題があります。ボランティア活動の理解を深めてもらうための啓発活動や情報提供等を行ない、担い手の確保、育成に努めます。

更に、災害ボランティアセンター設置のための協力体制整備、災害ボランティアセンター設置実働訓練の実施に向けた取り組みを進めます。

事業名	内容
ボランティア連絡協議会の実施	年4回（四半期に1回）を目安にボランティア連絡協議会を開催し、ボランティア団体との連携を図りながら、活動把握、活動支援に努めます。
ボランティア啓発活動・情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉協議会広報誌、ホームページ、SNSを使用した啓発、広報活動、情報提供を行います。</li> <li>ボランティア活動をしたことがない方の地域活動参加のきっかけとなるよう、ボランティアポイント制度「ささえ～るポイント」（仮称）を導入します。</li> </ul>
ボランティア育成研修会の企画・開催	ボランティア育成、実践活動につなげるための研修を企画し、開催します。



ボランティア登録者増への取り組み	社会福祉協議会広報誌、ホームページ、SNSを活用し新規登録ボランティアに向けた広報を行います。
災害ボランティアセンター設置に向けた体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害ボランティアセンター設置マニュアルに基づいた実動訓練を実施します。</li> <li>・災害ボランティアセンター運営委員会を開催します。</li> <li>・災害ボランティアセンターの迅速な設置、効率的な運営をするために、町を始めとした関係機関との連携強化を図ります。（災害ボランティアセンター運営に関する協定書締結等）</li> </ul>

#### ⑥高齢者・障がい者等への支援活動

少子化・高齢化、一人暮らし高齢者世帯等の増加が進む中、生活の不便さの解消、要介護状態にならないための取り組みが必要となります。

既存のサービスでは賄えない要支援者へ向けた取り組みを構築、実施するとともに、閉じこもり予防、生きがいや健康づくり、地域の交流の場づくりに向けた施策の充実を図ります。

事業名	内容
ふれあいいきいきサロンの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域自主組織と連携しながら、サロン未開催の集落に対して開催に向けた支援を行ないます。従来開催している集落についても継続して支援するとともに、自主開催に向けた支援を行います。</li> <li>・買い物、外出に不便さを抱える高齢者等に向けて、通常のサロンに外出を追加した「おでかけサロン」を実施します。（新規事業）</li> </ul>
サロンの世話人の育成・研修	世話人の発掘及び育成、サロンについての理解を深めることを目的に、年1～2回を目安に研修会を開催します。
集落レストラン（地域見守り事業）の推進	地域ボランティアによる会食事業「集落レストラン」の実施を推進し、一人暮らし高齢者または高齢者世帯等の安否確認や閉じこもり予防、地域での見守り活動の充実を図ります。
生活支援コーディネーターの配置	3地区に1名ずつ生活支援コーディネーターを配置し、町や地域自主組織と連携協力しながら、地域福祉課題の把握ならびに共有、福祉課題を解消するための新しい事業の企画・検討を行います。
外出支援サービス事業（町委託事業）	一般公共交通機関が利用困難な高齢者及び障がい者の通院送迎サービス（町委託事業）を実施します。
介護保険事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護支援事業</li> <li>・訪問介護事業</li> <li>・通所介護事業（通所介護、地域密着型通所介護）</li> </ul>
障がい福祉サービスの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護事業（支援訪問介護）</li> <li>・生活介護（支援通所介護）</li> <li>・障がい児者相談支援事業</li> </ul>

⑦生活上の困りごとや不安を抱える方への支援活動

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による失業等により生活が苦しくなった方、働きたくても働けない等の生活上の困りごとや不安を抱えている方（生活困窮者）が増加傾向にあり、課題解消に向けた取り組みが求められています。

このような状況にある方に対して、生活困窮者自立支援事業、えんくるり事業、フードパートナー事業、生活福祉資金貸付事業等を実施し、課題解消に向けた支援を行います。

事業名	内容
生活困窮者自立支援事業の実施（県委託事業）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立相談支援事業（必須事業）</li> <li>・就労準備支援事業（任意事業）</li> <li>・子どもの学習・生活支援事業（任意事業）</li> <li>・家計改善支援事業（任意事業）</li> </ul>
えんくるり事業の実施	生活上の問題を抱えているが、制度の狭間にあり必要な支援を受けることができない方に対し、えんくるり事業相談員が必要に応じて経済的支援（現物給付）を行います。
生活福祉資金貸付事業の実施（県社協委託事業）	低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉および社会参加の促進を図ることを目的とした生活福祉資金貸付事業を実施します。
フードパートナー事業	「食べるものがない」、「食料を買うお金が無い」等、緊急的な食糧支援が必要な方に対し、フードパートナー登録者の協力を得て緊急的な食糧支援を行います。

⑧総合相談体制と福祉サービス利用支援体制の整備

多様化、複雑化する住民の相談ニーズに対し、適切に相談が受けられるよう体制整備を図ります。

また、認知症や知的・精神障がいがあり、判断能力が十分でない方への生活支援について、親族の支援が難しいケースが増えてきています。このような状況にある方に対して、日常生活自立支援事業を利用し、住み慣れた地域で福祉サービスを利用しながら安心して生活ができるよう支援します。

事業名	内容
相談所の開設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心配ごと相談所を解説します。 （月1回 第2水曜日 9:30～12:00）</li> <li>・法律相談所を解説します。 （月1回 第4水曜日 9:30～12:00 要予約）</li> </ul>
日常生活自立支援事業の実施（県社協委託事業）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活を営む上で、判断能力が低下した高齢者や障がい者が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう関係機関と連携し、福祉サービス利用手続きや、日常の金銭管理などの援助を行います。また、独自の内部審査会を設置し、利用者に寄り添った支援を行います。</li> <li>・生活支援員確保に向けて比較的若い年齢層に協力を依頼し、人材確保を図ります。</li> </ul>

### ⑨福祉団体の活動支援と連携

自主的、自発的な組織運営に向けた福祉団体の活動支援を行うとともに、連携して地域の支え合いネットワーク活動を進めます。

事業名	内容
大山町福祉団体の事務と活動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大山町老人クラブ連合会</li> <li>・大山町老人クラブ各支部</li> <li>・大山町身体障害者福祉協会</li> <li>・大山町手をつなぐ育成会</li> </ul>

### ⑩社会福祉協議会の財政基盤強化

社会福祉協議会は、地域住民に支えられた民間福祉団体（社会福祉法人）であり、住民の方や事業所からの会費、寄付金等が主な財源となっています。会員制度に対する住民への理解と加入促進の取り組みを進めます。

また、「赤い羽根共同募金」や「歳末たすけあい募金」等の募金活動に取り組み、これら募金の配分金は、地域福祉活動やボランティア活動支援の財源に充てるなど、幅広い分野での効果的な運用に努めます。

事業名	内容
会費制度の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パンフレット、広報誌、ホームページ等の利用、地域福祉座談会等住民と対面する場において会費制度の説明を行ない、理解促進に努めます。</li> <li>・町内外の事業所に対して理事及び職員で訪問し、会費制度の理解促進を図りながら、賛助会費、特別会費の依頼を行います。</li> </ul>
共同募金・歳末たすけあい募金運動の推進	戸別・職域募金、商店や企業への募金箱設置、イベントでの募金活動を実施し、募金運動の啓発に努めます。
募金配分金を活用した事業の推進	赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金の配分金を活用した事業を実施します。



## 第5部 地域福祉推進体制の整備

### 1. 大山町の推進体制

地域福祉計画及び地域福祉活動計画の進行状況の把握と評価を地域福祉計画推進委員会を設置して定期的に行います。

原則として、年1回（2月頃）、大山町と大山町社協の進捗状況を報告して意見等を集約します。なお、中間見直しの年（令和7年度）においては、複数回の推進委員会を開いて、本計画の文言等の修正を行います。

### 2. 地域福祉活動計画との連携による地域福祉の推進

大山町と大山町社会福祉協議会は互いに協力し合い、平成25年から地域福祉計画と地域福祉活動計画を同時に、また一体的に策定しています。

これは、地域福祉を、自助・互助・共助・公助の最適な組み合わせで創り上げていこうとするもので、大山町における地域福祉を積極的に推進していくために、地域福祉計画と地域福祉活動計画が密接に連携・協働することが重要だと考えるからです。

大山町と大山町社会福祉協議会が引き続き協力し合い、住民参加を促進しながら、地域福祉の確実な実施に向け、連携を強化していきます。

# 資料編

## 1. 用語解説

区分	用語名	解 説
い	インターネット	加入者の間に世界中のコンピューターをつないで情報交換ができるようにした国際的な通信情報サービス
か	核家族	一組の夫婦と未婚の子どもからなる家族
く	苦情解決制度	福祉サービスに関する利用者からの苦情について、そのサービスを提供する福祉事業の経営者が解決に努めなければならないシステム
け	ケアマネージャー (介護支援専門員)	要介護者やその家族からの相談に応じ、希望者や心身の状況から適切な介護サービス利用計画を作成し、サービス事業者との連絡調整を行う。厚生労働省令で定められた専門家
	ケアマネジメント	介護を要する高齢者や障がい者のニーズごとに、多様なサービスを効果的に組み合わせ提供するための手法
	権利擁護	社会福祉の分野では、自己の権利や援助のニーズを表明できない障がい者に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと
こ	高齢化率	65歳以上人口が総人口に占める割合
し	社会資源マップ	社会資源とは社会福祉法では社会福祉施設、備品、サービス、制度、情報、人材などで視覚的に地図化したもの
	社会福祉協議会	社会福祉法において、地域福祉を目的とする団体として規定された組織。行政や関係機関と連携して、ボランティア事業や小地域ネットワーク活動、普及啓発活動など推進している。
	重層的支援体制	子ども・障がい・高齢・生活困窮等の分野別支援では課題解消が困難な複雑かつ、複合化した課題に対し、課題ごとに様々な機関等が参加連携し、包括的に支援を行う体制。
	小地域福祉ネットワーク活動	小地域(集落・自治会)において、日常生活を送る上で、何らかの支援を必要とする方を、地域住民や関係機関・団体等の主体的な参加による福祉活動により支援していくことを目的とした、支えあいのネットワークの組織化を推進すること
せ	成年後見制度	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分な人の権利を守る制度。成年後見人などがこれらの人の意思を尊重し、その人にかわって財産管理や介護・医療などに関する契約をおこなう。
た	第三者評価	事業者ではない第三者の多様な評価機関が、事業所と契約し、専門的かつ客観的な立場から、福祉サービスの内容や質、事業者の経営や組織のマネジメントの力を評価すること。評価結果については利用者に分かりやすい形で情報提供される。

区分	用語名	解 説
ち	地域福祉計画	平成12年に改正された社会福祉法において、住民等の参加を得て、地域で誰もが安心して福祉サービスを利用し、社会参加も含めた自分らしい生活が送れるような地域社会をつくるため市町村が策定する計画
	地域福祉権利擁護事業	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が十分でない方が、地域で安心して生活を送るための制度。福祉サービス利用手続きや利用料の支払いなどの援助や代行、日常的な金銭管理サービスや書類等預かりサービスがあり、社会福祉協議会において実施される。
ね	ネットワーク	複数の主体などが、相互に情報や業務などの連携を通じたつながりを持ちながら、全体でひとつのまとまり・システムとして構成されていること
の	ノーマライゼーション	福祉の基本理念の一つで、障がいのある人や高齢者も含めて、すべての人々が共に生きる社会こそ普通（ノーマル）であるという考え方
は	パートナーシップ	まちづくりなどの事業において、町民、事業者、行政などの各主体が対等な立場で協力・連携し役割や責務を自覚することを通して築いていく相互の信頼関係
	バリアフリー	高齢者や障がい者等の生活弱者のために、生活に障がいとなる障壁（バリア）を取り除くこと。 例えば、建物や道路などの障壁だけではなく、障がい者に対する偏見や差別の解消も「心のバリアフリー」とよばれる。
	犯罪をした者等	警察の検挙後、起訴猶予処分となった者、裁判で全部執行猶予または罰金・科料の判決を得た者、矯正施設を満期または仮釈放された者、保護観察に付された者等。
い	フォーマルサービス	医療保険制度や介護保険制度等の法律や制度に基づいて行われる専門職による公的なサービス（ヘルパー、デイサービス等） ⇔インフォーマルサービス：家族や友人、民生委員、地域、NPO 等による公的ではない援助のこと。
	福祉のまちづくり	障がい者や高齢者などを含めた全ての地域住民が、安全かつ快適に施設を利用できるよう物心両面にわたる地域環境を創出することを目的としたまちづくり
ほ	ボランティア	自由意志を持って社会事業、災害の救済などのために無報酬で働く人
よ	要援護者	心身の障がい又は疾病などにより、日常生活を行う上で、何らかの援助が必要な人
	要介護認定	介護保険制度において、被保険者が介護を要する状態であることを保険者である市町村が認定するもの
わ	ワークショップ	目標・課題を設定し、その実現や解決のために集まった人々が勉強しながら、町づくりや計画づくりなどに取り組む、参加体験型の創作活動

## 2. 令和4年度大山町地域福祉アンケート集計結果

アンケート配布数合計	1,238部
回収数合計	856部
回収率	69.1%

問1. あなたの性別をお答えください。

全体	100.0%	856人
1. 男性	48.9%	419人
2. 女性	50.2%	430人
3. 無回答	0.8%	7人

問2. 年齢についてお答えください。

全体	100.0%	856人
1. 20代	2.9%	25人
2. 30代	5.0%	43人
3. 40代	11.4%	98人
4. 50代	15.1%	129人
5. 60代	24.5%	210人
6. 70代	29.9%	256人
7. 80代	9.3%	80人
8. 90代以上	1.2%	10人
9. 無回答	0.6%	5人

問3. あなたのお住まいはどちらですか。

全体	100.0%	856件
1. 上中山地区	2.9%	25件
2. 下中山地区	10.9%	93件
3. 逢坂地区	9.7%	83件
4. 庄内地区	9.0%	77件
5. 御来屋地区	8.2%	70件
6. 名和地区	7.1%	61件
7. 光徳地区	10.4%	89件
8. 大山地区	13.9%	119件
9. 所子地区	17.2%	147件
10. 高麗地区	9.9%	85件
11. 無回答	0.8%	7件

問4. あなたの家族構成を教えてください。

全体	100.0%	856件
1. 一人暮らし	10.0%	86件
2. 夫婦のみ	21.1%	181件
3. 親と子（2世代）	39.6%	339件
4. 親と子と孫（3世代）	19.5%	167件
5. 3世代以上	6.1%	52件
6. その他	2.7%	23件
7. 無回答	0.9%	8件

問5. 大山町社会福祉協議会がどのような取り組みをしているか知っていますか。

【複数回答可】

全体	100.0%	2,950件
1. 生活に困っている人の支援	10.7%	316件
2. ボランティアの育成や支援	7.8%	230件
3. 福祉教育	7.8%	231件
4. 災害発生時の支援	7.7%	228件
5. 財産やお金の管理（日常生活自立支援事業）	2.0%	60件
6. 福祉の啓発活動	12.2%	361件
7. 福祉の情報発信	12.8%	377件
8. 介護サービス	15.9%	470件
9. 障がい福祉サービス	11.1%	326件
10. 地域の居場所づくり	4.6%	137件
11. よくわからない	7.1%	210件
12. その他	0.1%	4件

【その他の意見】

会費、募金の集金 / 布団クリーニング事業（とてもありがたく思います） / 家の事情（共働き等）を考えて対応してほしい

問6. 日ごろから地域の情報を何で得ることが多いですか。【複数回答可】

全体	100.0%	1,447件
1. 広報誌や新聞などの紙媒体	48.8%	706件
2. ホームページなどのインターネット	10.2%	148件
3. LINE（ライン）	4.1%	59件
4. Facebook（フェイスブック）	0.7%	10件
5. Twitter（ツイッター）	0.7%	10件
6. Instagram（インスタグラム）	1.0%	14件
7. 近所の人、知人、知人などの日常会話	26.3%	380件
8. 関係者への訪問や問い合わせ	3.4%	49件
9. 特に情報を得ることはない	3.6%	52件
10. その他	1.3%	19件

【その他の意見】

テレビ（中海テレビ、大山チャンネル） / 防災無線 / 月末集金（集会）の際の情報 / ネットニュース

問7. 現在お住まいのところは住みやすいと思いますか。

全体	100.0%	856件
1. 大変住みやすい	10.6%	91件
2. 住みやすい	53.9%	461件
3. どちらともいえない	27.3%	234件
4. 住みにくい	6.2%	53件
5. 大変住みにくい	0.8%	7件
6. 無回答	1.2%	10件

問8. 問7で「1. 大変住みやすい」、「2. 住みやすい」と答えた方のみうかがいます。住みやすいと思う理由は何ですか。【複数回答可】

全体	100.0%	1,280件
1. 自分の家や土地に愛着があるから	30.1%	385件
2. 自然環境が良いから	28.6%	366件
3. 近所に親戚や親しい人がいるから	18.9%	242件
4. 仕事上の都合が良いから	5.9%	76件
5. 買い物や交通の便が良いから	7.7%	98件
6. 公共施設が整っているから	3.8%	49件
7. 医療・教育・福祉が充実しているから	4.6%	59件
8. その他	0.4%	5件

【その他の意見】

米子に近い / 犯罪や事故等がほとんど無く、身の危険を感じることはないから / 災害が少ない / 集落行事や近所付き合いが程良く煩わしさが無い / 住みやすいが、生活する上では大変不便

問9. 問7で「4. 住みにくい」、「5. 大変住みにくい」と答えた方のみうかがいます。  
住みにくいと思う理由は何ですか。【複数回答可】

全体	100. 0%	175件
1. 住居の立地条件（自然環境）が悪い	10. 3%	18件
2. 近所付き合いがわずらわしい	9. 7%	17件
3. 集落の行事が大変	14. 9%	26件
4. 働く場所が少ない	11. 4%	20件
5. 買い物や交通の便が悪い	30. 3%	53件
6. 公共施設が充実していない	8. 0%	14件
7. 医療・教育・福祉が充実していない	10. 3%	18件
8. その他	5. 1%	9件

【その他の意見】

高齢になり車に乗れなくなったら不便 / 積雪時、除雪が大変 / 飲食店が少ない / 自然があつていい反面、害虫が多くて駆除にお金がかかる / 伝建（伝統的建造物群保存地区）の縛りのために不自由している / 何度も風水害にあつているため近年の気候により眠れない日が多い

問10. あなたは普段近所の方とどの程度つき合いがありますか。

全体	100. 0%	856件
1. 家族ぐるみで親しく付き合っている	15. 9%	136件
2. お茶に呼ばれたり誘い合ったりしている	12. 1%	104件
3. 顔を合わせれば挨拶をする程度	42. 4%	363件
4. 集落の行事に参加する程度	16. 8%	144件
5. 全くつき合いをしていない	1. 4%	12件
6. その他	1. 8%	15件
7. 無回答	9. 6%	82件

【その他の意見】

週3回仲間と共にグランドゴルフを楽しんでいる / 集落の人と一緒に食事をしたりする / 井戸端会議 / 参加したくないが仕方なく集落行事に参加している / 最近は近所でも全くつき合いをしない家が増えた / 1年中出会わない近所も2～3軒ある / 集落内の部会で活動し、定期的に飲食したり、活動を協力して実施している

問 11. 今、地域（地区）ではどのような集まりの場がありますか。【複数回答可】

全体	100.0%	1,468件
1. いきいきサロン	13.6%	199件
2. 趣味活動	6.8%	100件
3. PTA、老人クラブなどの活動	12.3%	180件
4. 公民館活動	13.1%	192件
5. 友人との集まり	8.4%	124件
6. 地域、近所の集まり（会議等含む）	29.6%	434件
7. ボランティア活動	6.5%	95件
8. 知らない（わからない）	7.9%	116件
9. その他	1.9%	28件

【その他の意見】

2～3年前からコロナ禍により集い、活動など自粛または中止で集まりの場がない / 子供会があるがコロナのため集いは無く LINE で連絡を流している / 防災活動 / 町づくり活動で「ポッチャ」を始めた。現在月2回実施し、1回約7名程度の参加がある

問 12. 地域（地区）でどのような集まる場があったらよいと思いますか。【複数回答可】

全体	100.0%	1,502件
1. 簡単な体操など、体を動かす場	13.8%	207件
2. 気楽におしゃべりが楽しめる場	19.4%	291件
3. 趣味や教養を学ぶ場	15.3%	230件
4. みんなでお茶を飲んだり、会食をする場	14.9%	224件
5. 地域のことをみんなで考える場	7.9%	119件
6. 子どもや若者など多世代と交流できる場	12.1%	181件
7. ボランティア活動	4.7%	70件
8. 知らない（わからない）	10.0%	150件
9. その他	2.0%	30件

【その他の意見】

子どもの遊び場や楽しめる場所 / スポーツ大会 / 本屋 / 複合施設 / 居酒屋 / 焼肉屋 / 週1回程度の体操教室 / 学習塾 / 活動を限定しない誰でもいつでも利用できる場 / なくてもいいと思う / 過去にこの問の選択肢に類似した設問が設けられたが、ほとんど活用されなかった



問 13. 現在あなたはどのような地域活動に参加していますか。【複数回答可】

全体	100.0%	1,287件
1. いきいきサロン	5.2%	67件
2. 趣味活動	6.2%	80件
3. PTA、老人クラブなどの活動	7.6%	98件
4. 公民館活動	12.1%	156件
5. 友人との集まり	9.1%	117件
6. 地域、近所の集まり（会議等含む）	30.8%	396件
7. ボランティア活動	8.1%	104件
8. 何も参加していない	19.1%	246件
9. その他	1.8%	23件

【その他の意見】

婦人会 / 消防団活動 / 自主防災会活動 / スポーツ少年団活動 / 地域環境維持管理 / 交流イベント（アロマ、寄せ植え、グラスアート等） / 海岸清掃 / 墓地、神社の草刈り / コロナにより何もなし / 仕事の都合で近所の集まりのみ参加している

問 14. 問 13 で「8. 何も参加していない」と答えた方のみうかがいます。地域活動に参加していない理由は何ですか。【複数回答可】

全体	100.0%	331件
1. 仕事や家事で忙しいから	35.3%	117件
2. 家族の介護、看病のため	2.4%	8件
3. 育児や子育てのため	4.8%	16件
4. 体が弱く病気がちであるため	4.8%	16件
5. 参加するきっかけが無い	24.2%	80件
6. 興味がない	24.5%	81件
7. その他	3.9%	13件

【その他の意見】

拘束される事が多くなるため / コロナにより人との集まりはまだ厳しいと感じているため / 人間関係が煩わしい / 同世代の人がいない / 公民館活動などに出かけたいが、交通手段が無いので簡単に出かける事ができない

問 15. 近所（地域）の困りごとに対して、あなたが何か手助けをしている（していた）ことはありますか。※「ある」と回答した方（具体的に）

全体	100.0%	856件
1. ある	18.1%	155件
2. ない	67.5%	578件
3. 無回答	14.4%	123件

【具体的内容】

除雪 / ゴミ出し / 庭木の伐採 / 話し相手 / 買い物 / 困りごとの相談にのる / 独居の方の見守り、声掛け / 支払いの手伝い / 草刈り / 電気機器の修理 / 行方不明者の捜索 / 食事の差し入れ / 子育て相談 / サロンの送迎 / 農作業の手伝い / 下校が早い子どもの預かり / 独居の方の入院手続き等 / 不在時の郵便物の保管 / 簡易な家屋修繕 / 引きこもり生徒の勉強手伝い / 近所の子もたちの居場所作り / 野良猫の不妊、去勢手術 / コロナ陽性で買い物に行けない方の買い出し / スマートフォンの使い方指導 / 小さい子どものいたずらに対する親への注意

問 16. 安心して地域で暮らしていくためには、どのような支援や助けが必要だと思いますか。

【複数回答可】

全体	100.0%	2,472件
1. 高齢者や障がい者の地域での見守りのしくみ（安否確認の声掛け含む）	21.2%	523件
2. 子どもの地域での見守りのしくみ	13.0%	322件
3. 高齢者や障がい者の地域での一時預かり	4.2%	105件
4. 子どもの地域での一時預かり	3.3%	81件
5. 災害発生時の地域での助け合い	19.3%	476件
6. 買い物や外出などの付き添い・送迎	9.4%	232件
7. 食事の提供（配食・会食）	4.4%	110件
8. 簡単な家事手伝い（ゴミ出し・洗濯干しなど）	5.8%	144件
9. 簡単な雑用（草取り・電球の交換など）	7.5%	185件
10. 話し相手・相談ごとの相手	11.2%	277件
11. その他	0.7%	17件

【その他意見】

地域の社会福祉協議会がもっとこの方面で積極的に活動すべきだ。現状では努力が不足だと感じる / 若者のいない町では何も進まない / 普段からの近所付き合い / 支援や手助けが必要だということが、誰でもいつでも発信できる仕組み / 金銭的支援 / あまり踏み込まない、気づかない位の見守りがありがたい。ただ相談やお願い事をする時は、軽い気持ちで言っているのではないと心していただきたい / 今は車の運転ができるので思いのまま行動できるが、できなくなった時のことを考えると不安 / 誰にも干渉されず自由きままに生活したい

問 17. 近所や地域の中で気になっている方（何らかの支援が必要だと感じる方）がいますか。

【複数回答可】

全体	100.0%	1,054件
1. 一人暮らしの高齢者・障がい者	30.7%	324件
2. 近所から孤立している世帯	6.3%	66件
3. 育児に困難を抱えている人	2.0%	21件
4. 経済的に困っている人	4.6%	49件
5. 要介護の高齢者や障がい者、病気を抱える人	11.0%	116件
6. 引きこもりの人	3.7%	39件
7. 福祉や介護サービスが不足している人	3.9%	41件
8. 特にいない（わからない）	36.5%	385件
9. その他	1.2%	13件

【その他意見】

区費が払えない人がいる / 困りごとを発信出来にくい人 / 廃屋で崩れそうな家がある / 放置子

問 18. 気になっている方のことで相談するとしたら、どこにつながりますか。【複数回答可】

※上記以外の相談先を具体的に

全体	100.0%	1,171件
1. 直接自分で相談に乗る	8.7%	102件
2. 民生委員に相談する	23.8%	279件
3. 町役場などの行政機関に相談する	32.1%	376件
4. 福祉協議会に相談する	16.7%	196件
5. 上記以外のところに相談する	3.2%	37件
6. どこに相談していいかわからない	12.7%	149件
7. 何もしない	2.7%	32件

【具体的相談先】

集落に相談 / 家族、親族 / 福祉推進員 / 暮らしの保健室 / 近所の方 / まず相談者の話をしっかり聞いて、困りごとに応じて相談する所を決める

問 19. 現在、地域でしている役はありますか。

全体	100.0%	856件
1. 自治会長（区長）、区長代理	7.6%	65件
2. 食生活改善推進員	1.3%	11件
3. 福祉推進員	4.8%	41件
4. 保健推進員	1.4%	12件
5. 農業委員	1.3%	11件
6. 交通安全協会	1.5%	13件
7. 学校関係（PTAなど）	3.6%	31件
8. 公民館関係	3.9%	33件
9. 防災関係	1.5%	13件
10. 何もしていない	3.2%	27件
11. その他	50.9%	436件
12. 無回答	19.0%	163件

【その他意見】

集落農業組織役員 / 集落会計 / 老人クラブ世話役 / 単位老人クラブ会長 / 班長 / 共同参画委員 / 神社、寺総代 / まちづくり委員 / サロン世話人 / 民生委員 / 大山カレッジ教員 / 注連縄会顧問 / 多面的機能支払組織 / 森林組合関係 / 中山間地域役員

問 20. 役をやって良かったと思うことがありますか。【複数回答可】

全体	100.0%	990件
1. 地域のことを知ることができた	30.8%	305件
2. 地域に知り合いができた	15.9%	157件
3. 高齢者や子どもなど地域の人と触れ合うことができた	8.3%	82件
4. 地域で困っている人を助けることができた	4.1%	41件
5. 自分自身が成長することができた	15.6%	154件
6. 特にない	23.2%	230件
7. その他	2.1%	21件

【その他意見】

関わることで仕事の内容がわかると、役でなくても協力できる / 高齢になったら役は外してほしい

問 21. 役をやって負担に思うことがありますか。

全体	100.0%	856件
1. 会議、打ち合わせ等への出席	14.0%	120件
2. 周りの協力が得られない等の人間関係	4.7%	40件
3. 休日のイベント等の準備、参加	7.1%	61件
4. 役員の引継ぎ	4.0%	34件
5. 仕事への影響	10.5%	90件
6. 特に負担に思うことはない	25.2%	216件
7. その他	3.2%	27件
8. 無回答	31.3%	268件

【その他意見】

回覧板（配布物）の仕分け / 年齢的な負担 / 多忙と責任の重さ / 責任に対する不安 / 集落住民の名前、電話番号等の情報が個人情報のため教えてもらえない / 全て個人負担であるが、集落の人同士の助け合いで何とかできている

問 22. 新型コロナウイルス感染症に伴う困りごと、心配ごとはありますか。【複数回答可】

全体	100.0%	1,406件
1. 自分や家族の健康	40.6%	571件
2. 災害のこと	4.9%	69件
3. 仕事・経済的なこと	13.3%	187件
4. 必要な物資の不足	5.8%	82件
5. 親のこと	5.3%	75件
6. 子どものこと	9.2%	129件
7. 地域のつながり（孤立・孤独）	9.1%	128件
8. 特にない	11.1%	156件
9. その他	1.8%	9件

【その他意見】

県外に外出できない / 家族全員コロナに感染した時、町からの支援が無かった / 交流ができなくなることによる孤立感 / 世間の目（田舎なので感染したことがすぐに知れ渡る）

問 23. 新型コロナウイルス感染症の流行を受けて、あなたの意識に変化はありましたか。

【複数回答可】

全体	100.0%	1,425件
1. 外出しなくなった	16.6%	237件
2. 人と会わなくなった	13.6%	194件
3. 人や物に触れるのが怖くなった	5.2%	74件
4. 不安になることが多くなった	9.9%	141件
5. 健康に気を付けるようになった	34.0%	485件
6. 人とのつながりの大切さを知ることができた	10.9%	155件
7. 特にない	7.8%	111件
8. その他	2.0%	28件

【その他意見】

エッセンシャルワーカーなど多くの人に支えられていることに気づいた / 理不尽なことが多い / 出来ないことが多すぎてイラつきはじめた / 自分と他人の命が関係するので感染対策も進んでできる / 旅行、飲食店に行かなくなった / 大人数での会食をしなくなった / 気にしていないので意識の変化なるものは特にない / 健康にはもとより気を配っており、人とのつながりも大切にしている / 人を誘いにくくなった / SNSに流れる情報に惑わされてはいけないと思った / コロナ感染を機に禁煙している / マスクをしてない人がいる所に行きたくない / コロナワクチンは打たない方がいいとわかった

問 24. 新しい生活様式の中で、あなたが心掛けていることはありますか。【複数回答可】

全体	100.0%	2,118件
1. 手洗い・消毒	32.6%	690件
2. マスクの着用	36.2%	767件
3. 人の集まる場所には行かない	13.5%	285件
4. 県をまたいでの外出自粛	15.9%	336件
5. 特にない	1.8%	38件
6. その他	0.1%	2件

【その他意見】

食生活の改善 / 運動して体力をつける / 自己免疫の強化 / 極力外食したり外泊したりして、経済が活性化するような動きをする

問 25. コロナ禍の中で、現在あなたがしたいことはありますか。【複数回答可】

全体	100.0%	1,386件
1. 県外の家族に会いたい	14.9%	207件
2. 知人、友人に会いたい	12.5%	173件
3. 気軽に外出したい	24.0%	333件
4. 旅行に行きたい	24.7%	342件
5. 地域で集まりたい	8.9%	124件
6. 特にない	13.9%	192件
7. その他	1.1%	15件

【その他意見】

前のように知り合いや友達などと一緒に食事したり語り合ったりしたい / 病院、施設面会が自由にできるようになってほしい / イベントに参加したい / マスクのない生活 / 気軽に飲食したい / 職場での懇親会や忘年会をしたい

【自由意見】

- 社会福祉協議会の皆様の働きに心から感謝します。
- 行事や講演会開催の時は、手話通訳だけでなく希望に応じて要約筆記も準備してほしい。
- 農業に対する補助金は無いが、他県からの移住者には補助金がある。今苦しんでいるのは地元で農業を引き継ぐ若者です。ご検討ください。
- 地域の区長制度、自治体への参加が60%程度の今、集会をして持ち回りで区長をする意味があるのか？他市のマンションに住んでいる時は、何もなくても不自由はなかった。ゴミも分別しなくてもBOXに投げ入れていけばOKでした。家庭ごみも、出勤途中で出せる様に役場、公民館等に場所を作ってください。
- 回覧板の必要はありますか？我が家には不要です。
- 公民館等の自習室の開放をお願いしたい。町内で勉強できる所がなくて困っている。
- 大山町に住まわせていただき、数年の月日が経過しました。大山町はとてもあたたかく接して下さる方が多く、同じ村の人々も大変快く接して下さり心から感謝だなど強く感じている日々です。行政や諸々の取り組み、支援も手厚く、とてもありがたい地域だなどと感謝しております。
- 特に20~30代の方が地域の集まりに参加することが無いので、地域に溶け込むことが少ない。
- 高齢化や過疎化が進み、若者世帯が進学や就職を機に離れています。田舎暮らしを希望している人や移住したいと考えている人などを呼び込んで住んでもらえるような環境づくりが必要だと思います。閉鎖的な考えの方が多いですが、柔軟に取り組まないと限界集落となりそうで不安です。
- 金婚式があったらいい。
- 早くコロナが終息し、自由におしゃべり、外出できるようになるといいなと思っております。
- 山間部には歩いて行ける距離にお店が一つもありません。一番近いところでも車で15~20分かかります。バスも1日に数本です。交通の便が悪い上に高齢者ばかりなので自動車は必須で、自主返納などと言ってられません。移動販売車やコインランドリー設置の検討、だんだんバスのように安価で利用しやすい送迎の仕組みがあれば良いなと思います。
- コロナ禍の中で生活が大きく変わりました。地域の中で当たり前のようであった行事や活動が無くなり、したいことも出来なくなりました。「ないならないで楽だな」と思うこともあります。関りが無くなることで関係性も希薄になり、「これでいいのかな」と懸念する所もあります。コロナ禍も色々な場面で緩和されることも増えています。

緩和の波に乗りながらコロナと上手に付き合い、また地域との関りを深めることができるような行事なども復活させたいと思います。コロナになると外出も出来ず、若い人たちはネットスーパーなどが利用でき、また家族に買い出し等頼むことが出来ますが、お年寄りの方、独居の方などはどうしておられるのだろう・・・と思います。

そういった時に近所の方の力があればいいのに・・・と思うのですが。やはり日頃からの推進員の方の声掛けなどはいいことだと思います。ありがたいことです。私自身もどこかで、何かしら力になれる事が出来ればと日頃考えています。

- 限界集落に生活し、この先 10 年一体どうなっているのか不安になることがある。若い世帯の減少による空き家の増加等あり、いつまでここで生活できるのやら。行政に切り捨てられそう。社協さんが助けてくれる役割が確かであれば大丈夫なのかな。広い大山町、住み良い場所で皆が笑顔でいられるように、どうかサポートしてください。
- 社会福祉協議会より各種募集がありますが、報告日までの期日が少なく、集約に大変困ることがあります。集落では役場からの区長文書発送日（毎月第2、第4木曜日）に合わせて回覧文書、配布文書を集落内に配布しております。どうか社会福祉協議会も役場と連携していただき、上記スケジュールに合わせていただくと助かります。
- 役場よりイベントポスターの配布があり、掲示を要請されるので、人目にわかる箇所へ、天候を気にしながら掲示しておりますが、イベント中止連絡も何もなく、ボランティアの報告をして初めて中止がわかるような状態です。開催の町内放送はしても中止の放送はしない。ホームページありきでよいのでしょうか？
- この地域は独居の方が多。私の出来る事はしてあげたいです。10 数年病院勤務で介護職をしていましたので、体調不良の方々に対し、多少のお手伝いはできます。声掛けは自分が出来る間は自分のためにも頑張っていきます。
- コロナ禍の中で一番つらかったことは、入院していた家族と面会できなかったこと。会いたいと言っていた家族と面会できないまま亡くなったこと。今でも毎日、寂しい思いをした亡くなった家族に謝っています。もっと面会できる方法を考えていただきたいと思います。
- 社協の活動、取り組みがみえにくい（特に中山地区においての活動が見えない）。
- 福祉センターなかやまの二階がここ数年全く使用されていない。何か理由があるのでしょうか？せっかくの立派な施設が利用されないのはもったいない。
- コロナ感染時、保健所の対応が全くなく、食料を購入する事もできず役場も対応してくれなかった。このような時対応していただけたら助かります。
- 何かの役に立てればと思いい防災士になったけれど、その翌年からコロナで何もできなくなり、研修や講習もなく残念です。
- 地域活動、特にいきいきサロンは、高齢者にとって最も重要な社会参加の一つといえると思います。町が補助金を出しているこの事業。したくても色々な事情で出来ない地域が多いと思います。様々なボランティア活動をしてきた中で思うことは、人の集まりで一番のネックは交通手段でした。参加したくても行くことができない人たちを多く見えました。

最近コミュニティウェルビーイング研究所が、色々な場所で活躍されています。人の集まりを待つのではなく、主催者が条件により、活動できる場に出向いていく時代がやってきたのではないのでしょうか。

それには町や社協等でもっと協議してもらい、地域に補助金を出すばかりでなく、一般社団法人等に協力していただく（民生委員さんの情報提供）等が、より多く子どもまたは高齢者への福祉につながる近道だと思います。

- 一人でも多く福祉に関心を持ってもらえる町づくり。
- アンケートの回収は、①封筒入りで ②対面回収は NG お願いします。



- 高齢者等で車の無い人などへの町の対応や、社会福祉協議会でお世話してもらっているタクシーチケットは、地域の独居高齢者に喜ばれている。
- アンケートを集めて集計して終わりになっていませんか？役に立つことがあるだろうか？
- 車での移動が主で、近辺に食品等調達できるお店が無く、また公共交通機関も不足しているので、日々安心して生活できるように対策をお願いします。
- 福祉活動をする中で、トラブルを恐れずに積極的に活動してほしい。
- 現在 70 歳で車を運転しているが、この先いつまで運転できるのか・・・買い物、交通の便がとても心配です。バスが運行されていますが、重いものを持って自宅までの事を思うと、たくさんの方が辛い思いをしていることと思います。特に近くに店の無い大山町では。
- 夫婦とも高齢のため、隣近所の方にお世話になっています。(雪かき、枝の剪定、掃除、ゴミ出し等)。とてもありがたいです。
- 足腰の弱っている高齢者は、マイカーが使えないと健康維持、友人との交流、買い物、文化生活維持などの生活そのものの維持が難しくなる。田舎の暮らしは困難の極み！
- 車が無ければ不便な地である。免許返納後、車が無ければ行けないようなところ(役場、銀行、郵便局、店など)にどのようにして行くか不安である。タクシー会社は少なく、10分程度で行ける所にも数千円かかる。町のシステムがどうなっているか知らないが、行かなければならない所に安く行ける手段、方法があれば幸いである。
- 自分の集落は、「区長」は毎年順番で交代して努める形が昔から決まっている。しかし時代とともに戸数が減り、高齢化により区長を務める人も減り・・・いつの間にか数年に1回は区長を経験しなくてはならないという状況自体に責任を感じております。順番が来れば、「手助け」だと思って務めるつもりです。
- 近所付き合いが希薄になった気がする。今の状態が“普通”になり、コロナが収束しても、以前のような付き合いまで戻らないかもと思っている。
- 地域の住民同士の関わり方が深いと、スムーズな防災活動ができると思う。
- 時々中山温泉で行われる映画鑑賞に出かけていますが、良い映画は沢山見せてほしいと思います。
- 我が家は介護認定してもらっている家族がいるのでケアマネージャーと繋がっているのですが、そうでない家の方はどこにどう相談してよいのかわからないようです。また近所の人に知られたくないと思っている家庭もあります。自分の地域を把握するのも大変な時代です。
- コロナ禍ですが、予防しながら過剰に反応することなく近所付き合い等日常生活を送りたいと思います。
- 仕事での県外出張(東京、大阪)は大幅に減ったがゼロではない。地区の集会に参加する際には、PCR または抗原検査をして陰性を確認してから参加するなどの取り決めが必要では？
- 新型コロナウイルス陽性者が急激に増大している。行政はもっと考慮すべきではないか。
- どのような補助、支援があるのかの情報が単発的なものが多く、全体としての姿が見えない。
- 町民の意見、願いを自分に置き換えて考えてください。危険と思われることの相談も地区に丸投げで終わるようではどうにもならない。
- コロナ禍のため会合等出席できなかった。福祉推進員をやっているが、地区の集まりもないので、高齢者の方の情報等収集できなかった。
- 高齢者が元気な町になってほしい。60歳を過ぎると足腰が弱くなり、筋力をつける必要があります。カーブスは遠くて行けないので、運動器具を購入し自宅で運動している。今は足のたるさ、つまずき等が無くなり体が軽くなった。運動の大切さを感じている。

## 第4次大山町地域福祉計画・大山町地域活動福祉計画

---

令和5年3月31日 発行

発行：大山町・大山町社会福祉協議会

編集：大山町福祉介護課

〒689-3211 鳥取県西伯郡大山町御来屋 467 番地

Tel 0859-54-5207 Fax 0859-54-5087 E-mail [fukushi@daisen.jp](mailto:fukushi@daisen.jp)